

## 農政産業観光委員会会議録

日時 平成28年3月7日（月） 開会時間 午前10時05分  
閉会時間 午後4時55分

場所 委員会室棟 第3委員会室

委員出席者 委員長 桜本 広樹  
副委員長 佐藤 茂樹  
委員 浅川 力三 白壁 賢一 皆川 巖 渡辺 淳也  
早川 浩 高木 晴雄 小越 智子

委員欠席者 河西 敏郎

説明のため出席した者

公営企業管理者 矢島 孝雄 エネルギー局長（企業局長併任） 赤池 隆広  
企業局次長 末木 鋼治 企業局技監 仲山 弘 エネルギー政策課長 井出 仁  
企業局総務課長 廣瀬 久文 企業局電気課長 日向 一郎

産業労働部長 平井 敏男 産業労働部理事 桐原 篤  
産業労働部次長 上小澤 始 労働委員会事務局長 宮原 健一  
産業政策課長 立川 弘行 商業振興金融課長 末木 憲生  
成長産業創造課長 飯野 正紀 地域産業振興課長 山岸 正宜  
産業集積課長 初鹿野 晋一 労政雇用課長 横森 充  
産業人材課長 萩原 憲二 労働委員会事務局次長 小林 善太

議第（付託案件）

- 第4号 山梨県ものづくり人材就業支援資金条例制定の件
- 第13号 山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例中改正の件
- 第16号 山梨県工業技術センター諸収入条例中改正の件

（調査依頼案件）

- 第22号 平成28年度山梨県一般会計予算第一条第二項歳出中農政産業観光委員会関係のもの及び第三条債務負担行為補正中農政産業観光委員会関係のもの
- 第26号 平成28年度山梨県中小企業近代化資金特別会計予算
- 第31号 平成28年度山梨県商工業振興資金特別会計予算
- 第35号 平成28年度山梨県営電気事業会計予算
- 第36号 平成28年度山梨県営温泉事業会計予算
- 第37号 平成28年度山梨県経営地域振興事業会計予算

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、調査依頼案件についてはいずれも原案に賛成すべきものと決定した。

審査の概要 午前10時5分から午前11時55分までエネルギー局・企業局関係、休憩を挟み、午後1時31分から午後4時55分まで産業労働部・労働委員会関係（途中、午後3時28分から午後3時50分まで休憩をはさんだ）の審査を行った。

主な質疑等 エネルギー局・企業局

※第22号 平成28年度山梨県一般会計予算第一条第二項歳出中農政産業観光委員会関係のもの及び第三条債務負担行為補正中農政産業観光委員会関係のもの

質疑

(地中熱利用普及促進事業費について)

浅川委員 エの3ページ、地中熱利用普及促進事業費についてですが、この地中熱とはどんなものか説明をしていただけますか。

井出エネルギー政策課長 地中熱につきましては、地下おおむね100メートル程度の井戸を掘ります。それによりまして、地中の熱を利用して空調などのエネルギー源として活用するものでございますが、一般的には30メートル以上掘り進みますと、ほぼ年間の平均気温と同じぐらいの気温、山梨県内ですと10度から15度程度の温度になって、安定的に1年中その温度でいると言われてございます。このエネルギーを活用しまして、空調ですとか、給湯、あるいはプール、温泉施設等々のエネルギー源として利用するというものでございます。

浅川委員 地中熱はどのぐらいの省エネとか、CO<sub>2</sub>の削減効果なんかはどの程度あるのかお聞きします。

井出エネルギー政策課長 地中熱につきましては、一般的にはいわゆる空調設備でありますエアコン、空気熱のヒートポンプの2分の1から3分の2程度のランニングコストということが言われております。したがって、2分の1から3分の2程度に実際ランニングコストが削減できるということで、さらにその効果とともに、あわせて電力の使用や、他のエネルギー、灯油等の使用の削減につながりますので、結果的にCO<sub>2</sub>の削減効果もあるということでございます。

浅川委員 いいことばかりみたいだけど、どうして地中熱が普及しないんですか。

井出エネルギー政策課長 地中熱の利用につきましては、まず井戸を掘らなければならないということがございます。したがって、初期投資ということで、地中熱を利用するための井戸の掘削経費がそのエネルギーを使うためには必要となつてございます。この経費が、他の、例えばいわゆるエアコンを設置する場合と比べますと、その分初期費用が高くなるということで、なかなか初期投資を回収するのに長年かかる。幾らランニングコストで削減ができるとはいっても、初期投資回収に非常に時間がかかるということでなかなか進まないということがございます。

また、この地中熱利用につきましては、国の補助金等がございます。それにつきましても、なかなか利用についての周知が図られていないことも現状としてあるのではないかと考えてございます。

こういったものを改善することによりまして、地中熱の普及促進が進むと考えてございます。

浅川委員 なかなか利用の実績がないようですが、私、4年ぐらい前に竜王でトマト栽培をしているのを視察に行ったことがあるのですが、本当に公共的な部分とか実験的な部分しか見当たらないのですが、この辺の進み具合というか、実績はどの程度あるんですか。

井出エネルギー政策課長 環境省が公表しましたデータによりますと、本県におきまして平成25年度までに地中熱を利用したヒートポンプの実績につきましては、33件というデータがございます。用途別には事務所あるいは公共施設等で使っている例が多いということで、市町村別では甲府市が12件で最も多くなっております。

浅川委員 セミナーや設備見学会などを行うという説明があったわけですが、先ほど普及が進まないのは周知が足りないようなこともおっしゃっていました。今後、どのように周知し、説明するのか計画を教えてください。

井出エネルギー政策課長 地中熱の普及促進を図るためには、まず省エネ効果等をきちんと事業者の皆様にご理解をいただく必要があるということではないかと考えております。そのため、地中熱の実際の効果、それを実地の現場で確認をしていただく。あるいは、実際に導入された効果を実地にお話を聞いていただくということで、まず効果を十分に御理解していただく必要があろうかと思っております。

また、国におきましても、環境省、経済産業省で補助メニューがございます。明年度につきましても補助金が予定され、民間事業者で3分の1等の補助金がございます。さらに都道府県、地方公共団体が関与した場合には補助率が上がるということもございまして、その補助制度についてもきちんと周知を図っていく必要があろうかと思っております。

また、山梨県におきましては、幸いにも山梨大学で地中熱のコストダウンに関する研究を率先して進めているという実情がございます。したがって、その山梨大学の取り組みも御紹介することと、また、民間事業者におきましても地中熱を率先して、地中熱ヒートポンプの導入実績を進めている事業者もおおいでになりますので、そういった方々の知見も活用させていただきながら御理解を図るような形でセミナーと現地見学会も開催してまいりたいと、そのように明年度は進めさせていただきたいと考えてございます。

浅川委員 最後にエネルギー局長に伺いますが、これだけの計画を立てたのに、今、県内で約33件しかできていないと聞いているのですが、来年度についてはどの程度を想定して進めていくのか。考えがあったら教えてください。

赤池エネルギー局長 先ほど井出エネルギー政策課長が説明しましたように、なかなか周知が足りないという部分もありますので、来年度につきましては、一般県民の方も含めたセミナー等で周知していきます。先ほど、浅川委員がおっしゃられたように、メリットは非常にあります。初期投資が非常に厳しいということですので、その辺についても普及状況を見ながら、その次に向けて何か対策ができるかどうかは検討していきたいと思っております。

浅川委員 ぜひ、すばらしいエネルギー源だと思いますので、普及を図っていただきたいと思っております。

(太陽光発電設備適正管理等推進事業費について)

次の質問に移らせていただきます。エの3ページ、太陽光発電設備適正管理等推進事業費についてお聞きしたいと思います。先ほど井出エネルギー政策課長がガイドラインのことに触れたわけですが、今回の代表質問、それから一般質問の中にも、ガイドラインの説明があったわけですが、実は、あのガイドラインについて先般、北杜市の中でも審議会に諮られて、263件

のパブリックコメントが出たという話も聞いておりますが、なかなか適正な条例ができるわけでもないし、厳しいものがある中で、施設の維持管理について講習会を行うのかなと私は理解しているのですが、いかがですか。

井出エネルギー政策課長 今回、予算計上させていただきました、その講習会でございますが、委員御指摘のとおり、太陽光の適正な導入を進めていくためには、現在策定しております適正導入ガイドラインに基づきまして、事業者に対するきちんとした指導を行っていくということがございます。また、既に発電容量といたしまして、いわゆる30万キロワットの太陽光発電施設が山梨県内で稼働してございます。これらにつきましても適正な形で20年間、発電を続けていくわけですので、きちんと維持管理ができることによって、適切に地域に根ざした施設として管理を進めていただく必要があると考えてございます。

特に、山梨県内で太陽光発電施設のうち、半分近くが50キロワット未満という、あまり規模の大きくない発電施設になってございます。あまり規模の大きくないということは、それだけ管理をするに当たって、やはりなかなか行き届かないという可能性もあろうかと考えてございます。そういった施設を適切に管理するためには、やはり専門の電気事業者として知識を得た上で、適切な維持管理を行っていく必要があろうかということで、今回この事業を計画、立案したものでございます。

浅川委員 10キロワット以上のもの、北杜市しか私はよくわかりませんが4,000以上認可、契約しているようですが、現在、多分、1,000だからあと4分の3が残っているんじゃないかという中で、大きい施設をこれから指導していくということですが、この指導を行う業者は、どの程度予定しているんですか。

井出エネルギー政策課長 今回、この講習会の対象としては、まず、山梨県内で太陽光発電施設を設置し、管理している事業者、いわゆるメガソーラーですとか太陽光発電の事業者を考えてございます。さらに、電気工事を山梨県内で行っている事業者、さらには工務店なんかでも家庭用のものを工事している場合もございまして、そういった方々をあわせると200社程度を予定し、4回の講習会を考えてございます。1回あたり100名ぐらいまでを集めて開催できればと考えてございます。

浅川委員 4回、講習をするということですが、これはぜひ参加してくださいという強制力がないよね。どの地域でどの程度、4回の中どの程度に分けていくのかをわかったら教えてください。

井出エネルギー政策課長 開催場所につきましては、予算の御承認をいただいた後に明年度きちんと検討してまいります。山梨県内でくまなく、さまざまな場所で、事業者の皆さんが参加しやすい形で開催したいと考えてございます。そうしますと、国中地域と富士・東部地域で分かれて、その4回を割り振りながら開催をさせていただこうと考えてございます。

浅川委員 講習内容についてはガイドラインに沿った講習会をやるということですね。

井出エネルギー政策課長 内容につきましては、私どもからガイドラインについての御説明をさせていただこうと考えてございます。また、あわせまして、発電施設、電気施設としての適正な導入ということで専門の事業者からどういった維持管理

やメンテナンスをすればいいのかについて講習をしていただこうと考えてございます。その他、太陽光発電の適正な維持管理に関するさまざまな情報提供もその場で行ってまいりたいと考えてございます。

浅川委員 最後になりますが、訴訟の問題も起きる中で、県ができるところはどこまでなのか。代表質問、一般質問の中にも条例という言葉も出ております。こういった中で、これからの進め方についてエネルギー局長のお考えを。

赤池エネルギー局長 今、委員から御指摘のあったとおり、非常にいろいろな問題も出ておまして、本日も訴訟の期日が入っているようでございます。いずれにしましても強制力がない、条例が必要だというお話もあるのですが、本会議でも答弁させていただいたように、条例に関してはほかの法令等の関係がありまして、なかなか強制力を持った条例というのは非常に難しいと考えております。そのような中でガイドラインをつくりまして、市町村と一体となって、市町村任せではなく、県も一緒になって適切に導入されるよう、強力に指導してまいりたいと考えております。

(山梨県地球温暖化対策実行計画策定事業費について)

佐藤副委員長 エネルギーの2ページ、山梨県地球温暖化対策実行計画策定事業費129万1,000円についてお伺いいたします。温暖化対策実行計画とはそもそも何でありますのかお伺いしたいと思います。

井出エネルギー政策課長 温暖化対策実行計画でございますが、これは国の地球温暖化対策推進法に基づきまして、各都道府県で策定を義務づけられているところです。また、山梨県におきましては、平成20年に地球温暖化対策条例を議決いただいております。この国の求めと県の条例に基づきまして県民、事業者、及び県・市町村等の温暖化対策の具体的な指針となるものとしまして、この実行計画を定めているところでございます。

第1期の計画として、平成21年3月に策定をいたしまして、25年3月にその第1期の計画期間が終了してございます。現在、第2期の計画としまして平成25年度末に策定したもの、これが現在、実行中ということでございます。

佐藤副委員長 平成25年度末ということですが、今、平成27年ですけれども、今、実行計画を策定から改定という部分、詳しく説明していただけますでしょうか。

井出エネルギー政策課長 全計画期間が終了したことに伴いまして現在の計画を25年度末に策定したわけですが、その後、エネルギーを取り巻く状況が大きく変わってございます。一つには、平成23年の東日本大震災の後、原子力発電所の稼働停止に伴いまして、火力発電所の出力が非常にふえました。その結果、CO<sub>2</sub>、温室効果ガスの排出量が非常に増加している状況がございます。こういった状況に対しまして、国におきましては昨年7月、新たな温室効果ガスの削減目標としまして、2030年までに2013年比、平成25年度と比べまして、26%の温室効果ガスを削減するという新たな目標を定めまして、国際公約としたところでございます。

また、さらに国におきましては、これと一体となりまして、2030年のエネルギー構成ということで、再生可能エネルギー、火力発電、または原子力発電等を含めました、いわゆるエネルギーミックスというものを昨年の7月に策定してございます。この目標年次も2030年とされているところでございま

す。

また、私どもも山梨県のエネルギービジョンとして現在策定しておりますが、これも国の動きにあわせまして、2030年を目標年次とした山梨県内エネルギー需給のあり方をビジョンとして定めようとしているところでございます。

こうした結果、2030年という一つの目標年次が大きくクローズアップされている中で、現在の計画につきましては2010年と比較しまして2015年、平成27年度を短期目標、長期目標を2020年と置いて、2030年という数字を置いてございません。したがって、この2030年という目標年次に今の計画をどうあわせていくかということで改定をしていく必要があるだろうと。また、国の新たな温室効果ガス削減目標の達成に向けまして国がさまざまなCO<sub>2</sub>削減に対しての政策を検討しているところでございます。そういったことも取り込みながら、現在の実行計画を改定する必要があると考えて今回、予算を計上しているところでございます。

佐藤副委員長 今後の改定のスケジュールはどのような形になっておりますか。

井出エネルギー政策課長 実行計画は条例に基づき、県の環境保全審議会の審査を経る必要があります。また、県民の皆様のご意見等も伺うパブリックコメントも図っていく必要があると考えてございます。そういったしますと、明年度中に策定をするためには、遅くとも秋ごろまでには事務局の原案を策定した上で、環境保全審議会の部会でございます地球温暖化対策部会へ諮り、環境保全審議会の御意見も踏まえ、県民の皆様の御意見を聞きながら3月までに策定していこうというスケジュール感で臨もうと考えております。

佐藤副委員長 最後になりますが、世界的にはCOP20とか25とか、先進国、中進国、後進国、それぞれがせめぎ合いをしている中で、山梨県独自の、いわゆる地球温暖化対策実行計画でありますから、温室効果ガスの低減について、山梨県オリジナルの計画をぜひ実行していただき、環境対応をしていただければと思います。自然があくまでも相手かもしれませんが、人間が生活していることによつての地球温暖化というのはかなり影響しているかと思っておりますので、その辺も含めてエネルギー局長、いかがでしょうか。

赤池エネルギー局長 先ほど井出エネルギー政策課長から説明しましたように、新しいやまなしエネルギービジョンもつくりました。そこにも県としてのいろいろな目標を入れてありますので、それとかなり県独自の目標ではあります。その辺も踏まえまして、計画は適切につくっていきたいと考えております。

(エネルギー地産地消推進事業費について)

白壁委員 1つ、2つ質問があるのですが、太陽光の関係で、前は足場の補助があったよね。住宅なんかの補助は消えちゃったのかな。

井出エネルギー政策課長 住宅用の太陽光につきましては、これまでも平成21年度から補助事業を実施いたしまして、平成25年度まで、既築住宅に金融機関等から融資を受けて太陽光を設置する場合に、県が補助するという形で助成制度を組み立ててまいりました。また、平成26年度におきましては、住宅用太陽光を前提としまして、家庭用エネルギーマネジメントシステム、いわゆるHEMSと言われるものを設置する場合に、そのHEMSの経費に対して補助をしていこうということで、平成26年度まで補助をしてまいりました経過がございます。

平成27年度におきましては、住宅用の太陽光につきまして特段補助制度は用意してございません。

白壁委員

既存の建物が相当多いので、そこに太陽光を設置するためには、足場が必要だと。でも、HEMSと足場とは本当は関係ないんだけどね。太陽光があるからHEMSがある。家庭で使う電気の容量をチェックしながら、効率よく家庭の電気の消費量を促していこうというのがHEMSだからね。その前にはスマートハウスがある。スマートハウスはHEMSと同じようなもので、その前には高气密、高断熱があつて、そこら辺が一体化しているんだけど、太陽光だけを狙い撃ちでなくて、その中にHEMSを入れて、HEMSイコール太陽光発電だというふうに認識を持ってやってもらっているということだ。でも、HEMSに太陽光入ってないかもしれないよ。どうですか。

井出エネルギー政策課長 HEMSに関する補助制度について、平成26年度にやった場合は、必ず太陽光とセットでなければ補助はしないという組み立てにしております。

白壁委員

じゃあ、ちょっと間違っているね。HEMSというのは太陽光があるからHEMSじゃないからね。電気をどこにどれだけ効率的に使うかがHEMSだから。太陽光なんて一切うたってない。捉え方を大きくしてしまっているということだな。

もう1点聞きたいんだけど、地熱利用と書いてあるけど、地冷もあるんだよね。要は、大体100メートルで、断層によっても違うけど、大体3度ぐらい温度が地中に行くと上がる。上に上がってきたときに、床下というのは外部の温度からプラスして大体マイナス5度ぐらいが基本的な考えだ。床下の温度を下げることによって部屋全体の温度も下げることができるのが、地冷の考え方なんだよね。これは、地熱しか考えてないってことか。

井出エネルギー政策課長 今回、普及促進を図ろうとしている地中熱の利用につきましては、委員御指摘のとおり、地冷といいますか、例えば夏の15度ぐらいの地中熱を住宅ですとか施設で冷却用といいますか、空調用にそのエネルギー利用をするということもございます。また、一方で、10度から15度ぐらいの温度というのは、冬場であればもちろんそれはそのまま、今度はそこを熱利用しまして暖房用にも使っていけるということで、通年安定的に使っていこうということで地中熱利用という考え方で普及促進を図っていこうと考えてございます。

白壁委員

だから、地冷もあるんだよね。だから、ヒートポンプを使って、熱の場合には追いだきをかけて、外が、例えば外気温がマイナス5度のときには地熱があるからプラス15度の温度、もしくは10度の温度をそこに使っていくから、マイナス5度を温めるよりも15度を温めるほうがそれだけカロリーが少なく済む。逆に言うと、甲府地域で40度になるときは、10度の温度とか15度の温度を使うことによって、そこで温度差が25度ある。そうすると、いわゆるエアコンの電気消費量も下がるということだね。だから、2つあるんだよね。地中熱は、熱だけじゃないから。熱というとみんな勘違いして、さっきも話があったように、例えば、ビニールハウスの中で農業用に使いましよう。これは使っているところいっぱいあるから、そういうふうに考えてしまうのね。本来から言うと、これはヒートポンプという捉え方をもっていくと、地熱と地冷なんだね。だから、新しいものであれば、それをうまくあらわした言葉に変えていったほうがいいのかもしれない。

それと、成功事例が公共の建物にいっぱいあるということだけど、先ほども話があったように、これから民間にふやすんだね。やっぱり民生部門を強化していかなければならないね。そうすると、そこに今度はハイブリッド型で太陽光を入れたり、スマートハウス系、HEMS系統を入れたりしていくと、当初の計画を立てたような地産地消が少しでも達成できる方向に行くと思う。そういうあわせわざの説明をしっかりとしたほうがいいと思うけど、どうだろうか。

井出エネルギー政策課長 委員御指摘のように、今回、策定を目指しておりますエネルギービジョンにおきましては、やはり多様多層な山梨県の特徴があるエネルギーをいかにうまく組み合わせて活用していくかを目標にしております。御指摘がありましたとおり、地中熱は確かに非常に有効なエネルギーですが、それ以外にも、例えばエネルギーのマネジメント、家庭であれば家庭用のエネルギーマネジメントシステムを活用していただいて、省エネルギーですとかエネルギーの効率化を進めていく。さらに太陽光をあわせて使うことにより、電力の地産地消、自家消費型の太陽光の促進も図っていく。そういうものをうまく組み合わせていけるような仕組みを県としても推奨した上で普及促進に努めていくという考え方で、御指摘のとおり進めてまいりたいと考えてございます。

白壁委員 ドイツのフライブルクがあるじゃないですか。フライブルクは太陽光が、もう10年ぐらい前かな、3回ぐらい行っているんだけど、あそこはいわゆる共生環境都市なので、当初は太陽光発電で相当やっていたね。今、地熱も相当活用しているということです。先ほど、赤池エネルギー局長のお話の中で、何か、これからもう少し補助金を考えていきたいと聞こえたんだけど、3分の1というのがなかなか高いんだよね。メーター、例えば2万円にして、1本200万円かかる。1軒の家をするのには、大体三、四本使わなきゃならない。200万の3倍でという話になると、500万円、600万円はすぐかかるんだよね。その3分の1というと、アップパーもあるんだよね。なかなか普及しないのはそこに原因がある。新しい何かコストダウンを考えていると言ったけど、地中を掘るだけだから、なかなかコストダウンは難しいところなんだけど。僕ら、この地熱・地冷の取り組み、25年ぐらい前からやっているのだから、なかなか難しいということはよくわかっている。これから少し県でも補助金を出しながら、民生部門を多くしていくという捉え方はないのだろうか。さっき、浅川委員の質問に対するエネルギー局長の決意からそう聞こえたんだけど、そうでもないのかな。そういう捉え方はないものではないでしょうか。

赤池エネルギー局長 先ほど答弁いたしましたとおり、メリットは非常にあるということで、まず皆さんにそれを知ってもらうというのが第一と。そういうことと、もう1つ課題としては、委員御指摘のとおり、やっぱり初期投資がかなりすることなので、先ほど説明したように、山梨大学でも製品化に向けて非常にコストダウンも進めていますので、その辺を踏まえながら、どんな課題があるのかを見極めながら、どんな施策を入れていけばいいのかを来年度検討していきたいと考えてございます。

(山梨県地球温暖化対策実行計画策定事業費について)

小越委員 エの2ページの地球温暖化対策実行計画策定事業費についてお伺いします。先ほど委員から話があり、山梨が今つくっているエネルギービジョンとの整合性をあわせて改定するという説明でした。平成26年につくったときの計画では2015年、短期目標のところ、10%削減の目標になっているのですが、



今年では11月末までに特定事業者含めてとあったのですけれども、10%削減は目標的には達成されているのでしょうか。

井出エネルギー政策課長 現計画の平成27年度の達成状況につきましては、これは国で計算をしておりますエネルギー消費統計をもとに、県で計算をかけてまいります。現在、エネルギー消費統計の最新の情報が平成24年度の暫定値について公表が行われているという状況でございます。25年度につきましてもまだ暫定値の公表で、27年度につきましてはまだ公表がありませんので、実際に3年おくれぐらいでこの数値は後追いで求めて計算していくという現状でございます。したがって、現時点ではまだ数値の確定はございません。

ただ、これは、これまでの24年度、25年度の状況を見ますと、CO<sub>2</sub>をはじめとした温室効果ガスの排出量、これは平成23年の大震災以降、原子力発電所が順次稼働をとめました。これによりまして火力発電所の発電量が非常にふえた結果、日本全国で温室効果ガスの排出量が非常にふえてございます。したがって、この達成目標の10%削減は、非常に難しい目標数値になるのではないかと、達成は非常に難しいのではないかと一般的に考えられるのではないかと思います。

小越委員 地球温暖化対策条例施行規則が若干変わりました、今までは事業所単位のエネルギー管理だったのが、事業者単位でエネルギー管理となって、特定事業者の範囲が広がっております。平成26年度に限り11月末まで出してくださいとのことですが、計画の換算の仕方も排出係数でなく、原単位でやるようです。今回、つくるときには同じように特定事業者の範囲を広げて、事業者単位でやっていく方向なのでしょうか。

井出エネルギー政策課長 現在の温暖化対策条例施行規則の改正点につきましては、そのまま踏襲していく形で、新たな改正後の計画についても考えていきたいと思っております。

小越委員 対策の各事業の方々が出しているのを見ますと、なかなか達成が困難だと思います。100とか、業種によっては100よりも超えてしまい、抑制なくふえてしまう状況もあります。今つくっている、やまなしエネルギービジョンによりますと、産業部門の2011年の排出量は国が京都議定書の13.1%に削減しているのに対して、本県においては12.8%増加しております。先ほど原発のことを言いましたけれども、全国的には産業部門では13.1%削減されているのに対して、本県は12.8%増加していると。中小企業が占める産業界、山梨県においては、省エネルギーの進展が進んでいないことがわかれると。今後は排出量増加の著しい民生、家庭部門、業務とあわせて、産業部門の排出抑制策を積極的に努めていくと、このエネルギービジョン素案には書いてあるのですけれども、そこについてはいろいろな特定業者の方々から、計画と報告書をいただいておりますけれども、産業部門の排出抑制対策をどのようにお考えなのでしょうか。

井出エネルギー政策課長 産業部門につきましては、全体として、なかなか省エネルギーの取り組みが非常に進みにくいことはあるかと思いますが、一方で、省エネルギーの取り組みが、産業部門ではただちにコストダウンにつながっていく、経済的な効果が生み出されるというのが一般的な考え方ではないかと思います。実際には電力使用量、石油製品の使用料、また、都市ガスの使用料につきましても、それぞれ最近の数値を見ていきますと、電気・石油製品の使用料は減少が

産業部門でも進んでございます。したがって、省エネルギーに関する取り組みは、産業部門の、いわゆる乾いた雑巾をさらに絞るということをよく言われますが、そういった形で現在も進んでいると理解をしております。

また、国におきましても、産業部門に対しましての省エネ設備の補助制度等もかなり充実しているということで、明年度、相当大規模な予算も経済産業省が組み立てているということですので、そういったものを活用しながら、省エネルギーに関する取り組みが進んでいくと考えてございます。

小越委員

先ほど、10%削減は大変厳しいという状況もあったのですが、つくったときに既に原発の話もあったわけです。今つくっているエネルギービジョンの素案には電力自給率70%を目指すと。2030年のエネルギー需給見通しはつくるほうと消費するほうと両方やって70なんですけれども、私はこの10%削減、少なくとも京都議定書に基づいて、国全体として削減目標に近づいている中では、山梨県もつくるほうでなくて消費するほうも含めて抑制していかないとつじつまが合わないわけですが、このときは2020年、平成32年度には16%削減という中期目標が出ております。この目標値を下げないようにしていただきたいと思うんですが、新しくつくる計画の中では目標値はどのぐらい考えているのでしょうか。

井出エネルギー政策課長 委員御指摘のとおり、その目標は高く持つべきということで考えてございます。その中でも、特に国が2030年で2013年比26%削減というのは、国全体でその目標を掲げた以上は、やはり2030年をまず軸としまして、その目標を実現できるような形での削減目標ということをやはり考えていかないと、国との整合性もとれません。また、エネルギービジョンも2030年を目標年次としておりますので、基本的には国の削減計画をにらんで山梨県の数値を考えていく流れになろうかと考えてございます。

小越委員

できる範囲じゃなくて、高い目標であっても、10%、16%、京都議定書の削減に必ずなるように計画をぜひお願いしたいと思います。

(太陽光発電設備適正管理等推進事業費について)

その一方で、エの3ページ、先ほど浅川委員からもありました太陽光発電の話です。ここの温室効果ガスの中には、森林の吸収についても勘案して10%削減、16%削減とあるのですが、その一方で、木を切って太陽光発電をしている状況が見受けられるわけですよ。片一方で温暖化対策だと言いながら、片一方で木を切って、森を切っているのは相反することだと思うんです。先ほど、太陽光発電のこのセミナーのお話がありましたが、今既に設置している事業者を対象にするのか、これからつくる事業者を対象にするのか、まず教えてください。

井出エネルギー政策課長 お尋ねの点につきましては、両方を対象にしていきたいと考えてございます。

小越委員

そうしますと、今既につくっている小さいところも含めて、全事業者を含めて200社とお考えでしょうか。全部の事業者を把握しているのでしょうか。

井出エネルギー政策課長 全ての太陽光発電設備施設の事業者を把握できる仕組みが今はございません。私どものほうで、できる限り、市町村あるいは直接県の窓口、許認

可等の窓口を通じて把握できる情報の範囲で努めているところでございます。一方で、国で制度改正が予定されてございます。国では新しい再エネ法の改正によりまして、国会の審議が終わって、予定でいきますと明年4月から施行される予定と伺っておりますが、その法律が施行されますと、その認定を受けた事業者について、法人名、規模と場所という情報がオープンになっていきます。将来的にはそういった情報も活用しながら、こうした呼びかけを進めていく考えでございます。

小越委員            ということは、来年度になれば全部の事業者、例えば北杜市のここにつくっている事業者がどこかを県で全部わかり、そうしたらそこに、このセミナーに来てくださいという照会をかけて、来たか来ないかも含めて確認できると理解していいですか。

井出エネルギー政策課長    国の再生可能エネルギー法改正の施行は、平成29年4月と伺っていますので、それ以降でなければそういった情報は確認ができないということであろうかと思えます。それまでの間につきましては、できる限りの情報把握を進めていって、事業者に対して参加を呼びかけていくというやり方で進めていきたいと考えてございます。

小越委員            参加を呼びかけるのに市町村である程度わかっているところは全て集めて、全事業者に来てもらって、来なかったところには4回やるわけですから、追いかけてでも必ず来てくださいとしないと。知らなかったとか、そんなことは関係ないというのではなく、ガイドラインのことを全ての事業者に知ってもらうためには市町村と連携してやらないと。その地域のどこの事業者なのか、多分、市町村は知っていると思うんですよね。くまなく全部の事業所に来てもらって、来なかったところには追いかけてでも、4回のうち必ず1回は来てくださいとやったほうがいいと思うんですけど、いかがですか。

井出エネルギー政策課長    委員御指摘のとおり、できるだけ出席を求めるように、まず情報収集は市町村の皆様方のお力も活用させていただきながら呼びかけをしてまいりたいと考えてございます。

小越委員            先ほど維持管理のことについて、専門家に来ていただいて話をさせていただくというお話があったのですが、県がつかんでいる範囲で、これはまずいなとか、こういうのは是正したほうがいいのか、いや、こういう方向がいいんだというのは、どんな事例があるんでしょうか。

井出エネルギー政策課長    工事の施工上の問題として把握しているということになりますと、なかなか専門的なこともございます。一般論として私どもが把握しておりますのが、まず、その景観への対策としてどのような対策がとられているのか。また、災害防止のためにどのような対策がとられているのか。あるいは、環境と適合するためにどのような対策がとられているのかという観点から、さまざまな課題がある開発について私どものほうでも確認しているものがございます。そういったものに対しましては、ガイドラインに記載をしているような指導、是正事項を基本に改善をする必要があるのではないかとということで指摘をしているものも中にはございます。

小越委員            後で所管事項でも聞きますけれども、知事が景観力と防災力と言っているわ

けですよね。もう1つ、エネルギー力ということが一番かかわるところですが、それが山梨の売りだというときに、景観と防災に環境に反しているような事例があるというのは、山梨に移住していただく方を含めて、阻害されてしまっているわけですよね。売りが逆に阻害されて排除されることになるんです。これだったらやっぱりちゃんと全ての事業者を集めて、こういうところがまずいと、こういうところはだめだと、こういうところは困りますよとはっきりセミナーで言っていたかないと、まあ、いいや、いいやとなっちゃうわけですよね。もっと厳しくセミナーの中では、これはだめだと、これは困ると、これは景観力、防災力に反すると厳しく言っていたきたいんですけど、その点だけ最後確認したいと思います。

井出エネルギー政策課長 セミナーの中におきましては、ガイドラインの趣旨をきちんと徹底していくということで、景観、防災、あるいは環境に関する、私どものほうで策定したガイドラインの内容についてきちんとした説明をした上で理解を求めていきたいと考えてございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

#### ※第35号 平成28年度山梨県営電気事業会計予算

質疑

(やまなしパワーについて)

小越委員 やまなしパワーの話なのですが、予想よりも少ない事業所だったとのことですが、そうしますと、このお金が収入的にはここに入っているのでしょうか。もう少し高く、売電収入が増収することを見越しての予算だったのか、それとも、それはまた全然違う話なのか。予想に反して少ないことによって見越していたこの予算が確保できなくなるということはないんですか。

日向企業局電気課長 やまなしパワーの応募状況につきまして新聞等でも報道がありましたが、電気料金の減額分につきましては、東京電力が負担するということになっておりますので、私どもの売電料金には影響ありません。

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

#### ※第36号 平成28年度山梨県営温泉事業会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

#### ※第37号 平成28年度山梨県営地域振興事業会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(やまなし小水力ファスト10について)

高木委員 ダイナミックやまなし総合計画において、山梨を支える3つの力の1つとして、エネルギーの供給力を掲げて、地域の資源を生かしたエネルギーの事業を推進するという事です。そういった中で、企業局においてエネルギーの地産地消を目的として平成25年にやまなし小水力ファスト10を掲げて推進をしているということですが、今日の時点の進捗状況をお伺いしたいのですが。

日向企業局電気課長 やまなし小水力ファスト10ですが、平成25年度から始まっておりまして、第1号地点としまして、北杜市内の朝穂堰浅尾地点で平成27年4月から運用を開始しております。

現在、第2号地点を鋭意努力しております、ことしの3月に発注準備、公告をしております。その地点は甲州市の重川において発電所を開発することとしております。第2号地点はそのような状況です。

高木委員 その重川の発電規模はどのぐらいなのでしょう。

日向企業局電気課長 重川の発電規模ですが、私たちはできるだけ大きいものをつくりたいのですが、小水力ということで、110キロ程度を考えております。場所は甲州市営の温泉保養施設であります大菩薩の湯の駐車場内を活用し、そちらに発電所を設置することを考えております。年間の供給電力量は、約60万キロワットアワーで、これは一般家庭で約160軒分です。やや小さいですけれども、小さいながらも一生懸命頑張って建設していきたいと思っております。

高木委員 建設費についてお尋ねしたいのですが。企の12ページに載っている5億1,000万円近くがそれに当たるのでしょうか。

桜本委員長 この部分の質疑等は終わっていますから、簡単に答えてください。

日向企業局電気課長 事業費でございますが、今、そちらの項目を使っておりまして、こちらは発注しておりますので、約4億円程度を考えております。

高木委員 建設のスケジュールをお尋ねしたいのですが。

日向企業局電気課長 建設についてですが、3月中には契約になると思っております。来年度4月から建設を始めまして、水車発電機の納期等もありますので、1年かけて平成29年4月には運転開始する努力をしていきたいと考えております。

高木委員           これは地域にどのようなメリットがもたらされるのかお尋ねします。

日向企業局電気課長   やまなし小水力ファスト10の目的といたしまして、建設及び保守管理におきまして、県内企業を積極的に活用していくことが一つに挙げられております。こちらの工事発注の要件につきましても、県内業者を指定しております。また、完成後の維持管理につきましても、県内業者のノウハウ等の普及促進、育成等をしていきたいと考えております。

あと、地域におけるメリットですが、これは私たち公営企業で建設していますので、固定資産税相当分ということで、所在市町村交付金という形で地元、この場合は甲州市に支払うことになっています。

さらに、温泉保養施設の駐車場に建設するというので、温泉客等もたくさん来ますので、再生可能エネルギー、クリーンエネルギーの普及啓発の意味も兼ねまして、発電所の水車発電機をお客さんにすぐ、戸を開けなくても見えるような形とか、そのような工夫をしたり、よくありますように、出力を電光掲示板に出してPRしていくなど、いろいろ考えていきたいと思っております。

高木委員           地域資源を活用するという、まさにこの小水力ファスト10という意味では、今、電気課長からお話がありました、県内業者を使っていただくことは大変ありがたいので、ぜひ今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、今、メリットの話をお聞きしましたがけれども、デメリットもあると思ひれます。特に、この重川は過去には大変暴れて、地域に大きな被害をもたらしたという経緯もあることを思ひ出したのですが、そういった点で、防災の面でどのような対策を練られているのか1つお尋ねしたいと思ひます。

日向企業局電気課長   今、委員御指摘のとおり、重川は暴れ川ということで、地元の説明会等におきましてもそのような話が出ております。このため、今回はコストダウンということが1つの目的ではありますが、私たちの長年の維持管理の経験から、省力化することも必要ですけれども、どうしてもかけるべき所には金をかけておいたほうがいいことを実際肌で感じております。ですから、防災面ですとか洪水時の対応等につきまして、私たちの今まで持っていますノウハウ等を、設計の段階から反映させて、対応していきたいと思ひしております。そんなわけでちょっと事業費もかさんでいる次第でございます。

高木委員           山梨県の急峻な、河川がたくさんあるという、こういう特性を生かした中での大変いい施策だと思ひますが、候補地、まだあまり挙がっていないと認識しているのですが、今後どうでしょうか。

日向企業局電気課長   やまなし小水力ファスト10の目標は、10年間で10カ所程度ということなんです。まだ2カ所ということなので、残り8カ所あります。当然、私たちも当初から候補地を絞り込みまして、候補地点としては十数カ所持っております。そういう中で今、基礎調査ということで主に流量調査を実施しております。そのような中で、採算性、あと、地元同意のとれるところを選定し、残り8年ぐらいの中で目標を達成するように努力していきたいと考えております。

高木委員           地球温暖化を防止しながら、なおかつ地域資源を活用できるということで、非常にいい施策でありますから、しっかりと進めていただきたいということを要望して、次の質問に入らせていただきます。

(丘の公園の樹木伐採について)

丘の公園の樹木伐採についてお尋ねをします。私のところにも企業局から、議員はみんなそうでしょうけれども、この経緯について説明がありました。この中では、園内の林地の輪郭を崩さずに、枯れ木や病気木、将来倒れるおそれのある危険木等を伐採する計画の中で、20センチを超える木が425本、それ以下で合わせますと637本もの木が切られたということで、ちょっと驚くと同時に、何でこんなことが起きてしまったのかなという疑念も感じているわけです。調査委員会も入って、弁護士も入ったということですが、これからは問題のないようにしていただけたらと思いますけれども、大変な大きな問題で、二度とこのようなことが起こっては困りますので、ぜひ起こらないための対策として、何をされているのか公営企業管理者にお聞きしたいと思います。

矢島公営企業管理者 今回の問題の発端でございますけれども、丘の公園の指定管理者が芝生の生育環境をよくしたい、また、従来ありました散策路を復元したいと、丘の公園の施設環境をよくしたいという意図から始めたことでございますが、結果として丘の公園内の森を傷つけてしまったということで、公営企業管理者としては責任を痛感しております。まことに申しわけございませんでした。

なぜこのような問題が起こってしまったかということ突き詰めて考えてみましたけれども、一番根底にあるのは、丘の公園内の樹木が県の財産であるという認識が不足していたと思ひ至りまして、深く反省をしております。こういうことが二度と起こらないように、関係者を厳しく処分しまして、戒めをいたしました。加えて、指定管理者に対しましては公園内の樹木の保護に関する改善計画書を提出させ、今後は緊急やむを得ない場合を除いては木を1本切るのにも事前の書類の手続、それから私ども企業局職員が立ち合わなければできないようにいたしました。

それから、企業局自身につきましても、県の企業局の財産に関する事務につきましても、必ず複数の職員が当たるダブルチェックの体制をとるということにあわせまして、指定管理者に対しましてはその業務、あるいは経理につきまして年2回実地調査をすることにいたしました。

こういうことで、今後二度とこういうことが起こらないようにしっかりやっていきたいと思っておりますが、今回のことを教訓に、私をはじめ、企業局職員全員が心して今後対応してまいりたいと思っておりますので、委員の皆様方にはどうぞ今後も御指導をよろしくお願いいたします。

高木委員 今、公営企業管理者からダブルチェックという話がありましたけれども、今後ダブルチェック、トリプルチェックをしていっていただきたいということと、当然、県は指定管理者への管理監督責任、指定管理者は発注した業者への管理監督責任があろうかと思ひます。それぞれが責任をきちんと果たせばこのようなことは二度と起こらないと思ひますので、よろしくお願いしたいと思います。

(太陽光発電のガイドラインについて)

小越委員 所管事項ですので、太陽光発電のガイドラインについてまずお聞きします。ガイドラインを策定されて、その後、説明会も事業者にしたというお話がありましたけれども、それで、これまでガイドラインをつくった後に指導したり、それから、これを改善してくれとこちらから言った件数は何件ぐらい、指導した件数はどのぐらいあるんでしょうか。

井出エネルギー政策課長 具体的にガイドラインを策定後に発電事業者に対する指導を行った

発電施設でいきますと、9施設以上に対して指導、相談等をかけてございます。

小越委員 9カ所だけですか。もっとあるような気がするんですけども。それは市町村、近隣住民から来たものが9事例ということなのか、県のほうから、これはおかしいじゃないかとしたものなのか、どちらなのでしょう。

井出エネルギー政策課長 いずれのケースもでございます。こちらから直接働きかけている場合もございまして、いただいた情報に対して答えているケースもございまして。

小越委員 9事例とは非常に少ないと思うんですよ。私たちが知っているだけでも、もっこのガイドラインに従っているかどうか、怪しいというか、ちょっとこれはどうなのかというところがたくさんある中で、県や市町村の立場で、いろいろな業種の方を、いろいろな地域を回っているわけですよ。ここはおかしいじゃないかとか、ここはどうしてなっているのか、この事業所名どうなっているかということをつかんだりして、県や市町村からこれはガイドラインに沿っていないんじゃないか、いや、疑わしいんじゃないかという事例がどのぐらいあるのでしょうか。

井出エネルギー政策課長 御説明が不足していたら大変恐縮なのですが、9つの施設に対して指導を行っているということで、指導を行った回数が9回というわけではございません。1つの施設に対して3回、4回、あるいは5回と指導なり、現場に足を運んでいることは行ってございます。9つの施設に対して、ガイドラインへの遵守を要請して、協議を行っているものでございます。

また、市町村におきましては、私どもで協力をいただいて集計した結果では、2月17日現在で、ガイドラインに基づいた134件の問い合わせに対して答えている実績がございまして。

小越委員 9カ所を3回、4回指導されても、9カ所ばかりじゃないと思うんですよ。私たちが、エネルギー地産地消政策提言案作成委員会で視察に行ったところでも何カ所もありましたよ。こんなところにつくっておかしいじゃないかとか、道幅のすぐそこにできているとか、その斜面のところにもあって、9カ所ばかりじゃないです。それ以外だってたくさんあるわけですよ。今までガイドラインをつくって、ここはおかしいと、県から、また市町村から、ここは事業所名も追及して、変えてくださいと、ここは危ないですよと、どうして指導しないんですか。対処しているのかどうかお話しください。

井出エネルギー政策課長 9カ所の指導につきましては、今後運転が予定されているものに対する指導でございます。これはガイドラインの趣旨が、その立地の場所、あるいは今後の施工方法についての自主的な取り組みを促すという観点から行っているものでございます。既存の施設に対するさまざまな取り組み、あるいは指導ということになりますと、それ自体、私どもで集計しているわけではございませんが、その施設の数という意味では相当な数になるということで御理解をいただければと思います。

小越委員 既存の施設、これからつくる施設の中で、指導して改善したり、修正した件数というのは、既存と、新規でどのぐらい件数があるのでしょうか。

井出エネルギー政策課長 既存のものについては、今、データとして把握しているものはござ



いませんが、新規のものについては9つの施設を少なくとも今、指導を行っているという状況でございます。

桜本委員長 小越委員に申し上げます。繰り返しになりますので、違う方面の質問であれば続けてください。

小越委員 違う方面かわかりませんが、既存の施設について市が、こちらは把握していない、回数がわからないんですけれども、どういうところが問題だと一番思っていますか。

井出エネルギー政策課長 既存の施設につきまして一番問題になりますのは、やはり防災上の観点から安全なのかどうかはまず一番重要な点だと考えてございます。次にやはり景観上、あるいは環境への影響というものがどうなのかが問題になってくるのではないかと考えてございます。

小越委員 防災上、景観上、先ほどもお話がありましたけれども、それが山梨県の、後藤知事が一番コンセプトにしてやっているところですけど、そこが一番問題であるという中で、これを改善してくれと具体的に言ったことはどんなことがあるんですか。

井出エネルギー政策課長 防災上の観点からいきますと、やはり例えば森林を伐採して開発した場合には裸地化するということで、雨水の対策をどのように講じるかということが一番大きな問題になってくるかと思えます。そういった観点では、場内あるいは場外への排水対策がどのような対策が講じられているのか、どのような安全を確保するために行われているのかということで、その専門の関係機関等を含めまして、事業者に対しまして安全なものをつくっていただくという観点から要請しているところでございます。

次に、景観上の観点につきましては、やはり良好な眺望点からどのように見えるかということで、一つには目隠し効果ということで植栽等をどのように講じていただくかということ。また、直接、道路ですとか住宅地からセットバックをしていただいて植栽するということを主に景観上であれば指導しているという状況でございます。

小越委員 私の近所の善光寺のところは、雨水の対策が不備でありまして、その河川にごみがたまって業者も掃除に来ないと。新たに住民説明会もせずに、どんどん増加している中ではガイドラインにまさしく合致していないわけですよ。その辺りの指導はどうなっているのか。また、景観力のことを見ても、一番、景観の眺望地点から見ても非常にまずいわけですよ。先ほど条例は難しいと言われたのですが、この防災、エネルギーの太陽光だけではなく、いろいろな観点から条例を違う立場から、防災ですとか景観とか、そこで縛りかけるといって条例を新たにつくるという方向にならないのでしょうか。

井出エネルギー政策課長 委員御指摘がありました甲府市の開発に関しましては、直接事業者に対しましてガイドラインの周知と徹底ということで、繰り返し事業者とは相談を進めているところでございます。特に地元の方々へのきちんとした説明がないのではないかという御指摘を受けたところでございまして、その点については説明をつくしていただくということ、また、特に地元の方々が心配とされている雨水対策、防災対策につきまして、どのような措置を講じて、どのよう

な未然防止策を講じているかについて御説明していただくように、甲府市と一緒に事業者には要請をしているところでございます。

また、景観上の観点につきましては、甲府市で景観条例を施行してございます。甲府市の景観に対する考え方と行政指導について、その取り組みを甲府市と一緒に、私ども県の美しい県土づくり推進室と一体となってそれは改善すべき点があれば改善に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

最後に、条例についてですが、景観あるいは環境とかさまざまな観点から含めて条例制定をすべきではないかということですが、条例の制定につきましては、景観につきましては景観法、景観条例、防災の観点では河川法、森林法等の既に法令による規定がございます。こういった法令の規定で安全が確保されているという中で、条例で個別に、特に太陽光発電施設だからという理由でその条例化を図って何らかの規制を行うことは非常にさまざまな課題があるということで現在も研究をしているところでございますが、その制定というのは非常に時間がかかると。制定については非常に研究が必要だということでガイドラインを策定し、そのガイドラインの遵守徹底を図っているところでございます。

小越委員

そうはいつでも、このまま放置しておくわけにいかないですし、後藤県政の防災力、景観力、エネルギー力の中で、ここが一番大変なところになりますので、やっぱり条例、義務化、強制力持ってやらないと、本当にパネルの山になってしまって、移住計画も進まなくなると思います。

(やまなしパワーについて)

次に、やまなしパワーのことについてお話を聞きたいと思います。先日発表があつて、予定していた件数、それから供給量よりも大体半分ぐらいだったと話聞いております。見込みがかなり違っていたのことで、それはなぜこんなに見込みが違ってしまったのか。大体1,000社ぐらいにあるだろうということで、その問い合わせも半分ぐらい来ているから行けるだろうという説明を聞いていたのですけれども、開けてみたら半分も行っていなかったという中で、なぜ予想に対してこんなに少なかったんですか。

日向企業局電気課長 やまなしパワーの応募状況ということで、この前、記者会見等させていただきましたが、このやまなしパワーという仕組みは、全国初の取り組みでありまして、当初から私たちは、どれだけの中小企業、製造業の皆様が応募するのか、全くつかめない状況で制度設計をさせていただきました。そういう中で、申し込まれた方には抽選とかで選ぶことなく、条件さえ満たしていれば全て供給するというので、最大限の枠で当初、募集をかけました。新聞等では想定外という言葉を使っておりますが、私たちとしましては、388社、481供給箇所という応募があったことは評価をしている次第です。

ただ、そのとき申し込みのあったお客様に聞いた中では、申請書類がちょっと多かったとか、対象にしたところが50キロワット以上の高圧ということで、少ないところは社長以下、四、五人ぐらいの従業員しかいない中で、申請書類を準備する社員がいないということも、一つの要因と伺っております。あとは3年間の縛りがあるとか、そのようなことも声としては聞いております。ただ、私たちとしては、今回の応募状況は十分目標を達成していると考えております。

小越委員

応募しない主な理由で、既に東京電力以外と契約している、ほかの新電力と契約しているとか、やまなしパワーでなくて、ほかのところと競り負けたとい

うか、ほかのところに行ってしまったという理由はないのでしょうか。

日向企業局電気課長 私たちも直接企業等を訪問したりしましたけれども、今回募集した高圧500キロワット以下につきましては、平成7年度から自由化されていますので、既に新電力等から申し込みがあるとか、契約をしている企業は一部ありましたが、今回、そういうことが大きな要因になっているとは考えておりません。

小越委員 今回、二次募集するのは既存の企業の枠を広げると聞いたのですが、その既存の企業、今まで1,000社ぐらい対象にしていたのを、募集要件をちょっと変えるとなりますと、どのぐらい今度、対象になる企業がふえると見込まれるのでしょうか。

日向企業局電気課長 今回、500キロワット以下のところは既に応募をかけましたので、その上ということで、500から1,000キロワットを今回、募集をかけております。私たちが見込んでいる数としては、約70社程度です。山梨県全体の企業として500キロを超える企業というのは数少なくなってきましたので、その程度を考えております。

小越委員 70社でキロワットはもっと多くなると思うんですけど、大体予定をしている3.5ぐらいに行くとお考えなのか。

日向企業局電気課長 そこから最大限来たときには、全部で4億7,000キロワットアワー供給枠がありますけれども、その中の新規で来る分と経営拡大する分を除いた枠の中で、今のところまかなえる量だと考えております。

小越委員 やまなしパワーをやる狙いとして、企業も東電も県も、三者が得すると。この売電収入の増収によって、例えば県の一般会計で子育て支援にこのお金を回して、例えば保育料とかになったのですが、今回のこの見込み違いによって、一般会計の子育て支援などの財源など、全体のフレームというか枠組ですね、やまなしパワーの狙いが縮小したり、3年後にちょっとこれはというような、そういう心配はないのでしょうか。

日向企業局電気課長 ウイン・ウイン・ウインということで、私たちは東京電力に引き続き卸供給していくということで若干の今後の料金アップは考えております。東京電力が県内の企業に電気料金を減額する分につきましては、東京電力が負担をして、東京電力は今後の需要増大、新規の企業が来るということで電力量が多くなると考えております。そのようことで、予算計上にも、特に変更はありません。今後の子育て支援事業ですとか、一般会計の繰り出しについても、現時点では見直しは考えておりません。

高木委員 小越委員の関連質問をいたします。電気課長からの説明で、1,000件の目標がなかなか進まなかったことの原因に2つあって、そのうちの1つは、事前の周知をもっと徹底するべきだという話と、もう1つ、申請の手続が小規模事業者を中心にとりかかるといふのか、非常に複雑な申請がブレーキになったと意味合いに私は捉えたのですが、その対策は反省として練られているんですか。

矢島公営企業管理者 大きな誤解があると私は思っております。私どもは1,000社を目標にしていたけれども、4割しか達成できなかったというのは大きな間違いでござ

います。最初、日向電気課長が言いましたように、やまなしパワーで募集したときにどのぐらいの応募があるのかという予測は非常に難しかったです。それで、東京電力との協議の中で、500キロワット以下の企業を全部対象にすれば、企業局が供給する電力に見合うだろうという予測で500キロワット以下の企業を対象にすることにしたわけでありまして。その500キロワット以下の企業はたまたま1,000社あったということなんですが、1,000社を全部契約取るということは無理だと思っておりまして。もう既に新電力と契約しているところもありますし、いろいろな事情もありましようから。ただ、全部が来たときに、それをお応えできなければいけないという私どもの大きな責任がございました。風呂敷を広げて、もっといいですよと出してもらって、後で断るなんていうことはできませんから、それで500キロワットの線で切らせていただいたというのが事実でございます。

そのところが、ちょっと誤解がありまして、また今、小越委員も誤解されておりますけれども、目標の4割しか達成できなかったというの大きな誤りでありますということを私は強く申し上げたいと思います。

県内の400の企業、それから500事業所がこのやまなしパワーを使って、今、1%のコスト削減にも苦勞している企業の皆さんがこれで3.5%電気代が安くなるということ、それから、今回募集する500から1,000キロワットの企業の皆さんは、山梨県を本当に引っ張る中核企業です。この皆さんはおそらくみんな使ってくれると思います。本当にこのやまなしパワーが山梨県の産業振興に大きく役立つと確信をしておりますし、私どももそのつもりで頑張っておりますので、ぜひその誤解を解いていただきたいということを強く申し上げます。

ということで、今、高木委員の御質問に答えていなかったのですが、要因とすれば、新電力のセールスも非常に多かった。それから、書類だとか、値引きする金額が少ないということもありますけれども、私どもも決して余計な資料を出してくださいと言っていることはございません。企業の皆さんに必要最小限のものを求めたつもりであります。例えば、税金を滞納しているという企業に私どもが支援をするということは、これはまた議会からおかしいと言われます。そうなれば納税証明書を出してほしいということになりますし、それから、製造業ということを対象にするということですから、その会社が本当に製造業なのかの証明で登記簿をいただくことが必要だと思っております。こういったものをいただくということでありまして、決して要らない資料をたくさん出せということとはしておりません。そういう意味で、特にこれから反省するとかということではなくて、私どもとすればそういう認識でありますし、それから、今度、二次募集する企業の中に既に500キロワット以下の手続をしていたらいる企業で、もっとほかに大きいところがあるという場合については、同じものを二度出していただく必要はありませんから、申請書を1枚出していただければいいとしています。

ということで、高木委員の質問にお答えさせていただきました。

高木委員

今の話で様子がわかったのですが、必要なものをきちんと出してほしいということですが、さらに進むためには大変企業にとってはありがたい施策でありますから、これがさらに進んでいって、お互いにウイン・ウインになるためにも、やっぱり申請の手続の必要性は当然わかるのですが、その周知徹底とわかりやすい説明を県は心がけていただいて、これから進めていただければと思います。要望です。

日向企業局電気課長 今、やまなしパワーにつきまして委員の皆様から御指摘がありました中で、今後見直すべき点がありましたら、次の募集には生かしていきたいと思っております。私たちといたしましては、公営企業管理者が答えましたように、県内の企業の皆様には私たちの電気を少しでも安く売って、少しでも貢献をしていきたいと考えております。

(ガイドラインについて)

浅川委員

ガイドラインについて、さっき小越委員がさまざまな観点から質問をされましたので、一問一答という形じゃなくてまとめてお答えをいただきたいと思えます。ちょっと前置きが長くなりますが、昨年11月にガイドラインの策定、大変よかったかなと思っております。私もそのガイドラインの作成に関与したわけで、そのときにもエネルギー局サイドはガイドラインの中で、行政に対して遵守させるという文言も入れていただいたことを記憶しております。しかしながら、あのガイドラインをつくってから、さらに電柱がふえた場所とか、大切な大滝湧水っていう小淵沢の場所とか、そういうところにさまざまな問題が起きています。県の管理をしている林務の補助事業の場所にも伐採が行われて、どこでどういうふうなガイドラインが生きているのか、私は大変不思議でたまらないわけです。条例がつかれないので、ガイドラインはコンクリートじゃない答弁もいただいたわけでごさいますので、また私どもの委員会でこれも取り上げていきたいとは思っております。こういったことも踏まえて、この間、北杜市ではパブリックコメントをとったのですが、263件です。こんなパブリックコメントがありますか。多分、中部横断自動車道の反対にもこんな数は集まっていないんですよ。企業局とエネルギー局がこれからどんなつもりでこれを捉えていくのか、私は本当に条例がつかれないのであれば、条例もつくことも私ども定かじゃないかわかりませんが、前向きに、どうやってこれからやっていけばいいのか。このままでは本当に、先ほど小越委員が言ったように、この山梨県の移住にも観光にも、これは本当に大ダメージを受けると思っていますので、災害だと言っていましたけど、景観も含めて、エネルギー局長の思いをお願いします。それで終わります。

赤池エネルギー局長 ガイドラインの策定につきましては、議会の地産地消の提言委員会からもいろいろ御指導いただきまして、何とか昨年11月にすることができました。提言の中でも、適正導入が進まない場合は条例を検討すべきというお話もいただいています。ただ、繰り返しですけれども、なかなか条例につきましては、強制力があるものをつくるのはなかなか厳しいという中で、引き続き検討はしていきますけれども、せっかくなりましたガイドラインですので、当面は、そのような適正導入が進むよう、例えば先ほど小越委員の指摘があった善光寺の案件につきましても、市と一緒に業者を指導していますし、浅川委員の地元の大滝湧水についても、新聞報道が出たらすぐ現地を見たり、あるいは市とも相談しながら、先日は業者にも話をしたり、とにかくガイドラインを守っていただきたいという指導は徹底しているつもりですけれども、これからも、先ほど小越委員からも何件もあるということを知っていますので、ぜひ、委員の皆様からも情報をいただきながら、市町村と一緒に適正導入が図られるよう、徹底的に指導してまいりたいと思えます。

主な質疑等 産業労働部

※第22号 平成28年度山梨県一般会計予算第一条第二項歳出中農政産業観光委員会関係のもの及び第三条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの

質疑

(やまなしものづくり人材就業支援基金積立金について)

早川委員 産の2ページ、一番下の山梨県ものづくり人材就業支援基金積立金について伺います。これは、知事の所信にもあったと思うんですけど、製造業における高度な知識、技術を有する人材確保とあります。まず、製造業の中でも高度な人材って、製造部分の高度人材とか設計部分の高度人材とか研究部分の高度人材とかあると思うんですけど、どこにターゲットがあるんでしょうか。

立川産業政策課長 ただいまの製造業における高度な知識または技術を有する人材とは、どういったところかというお話ですけれども、これにつきましては、産業人材の育成検討委員会で話が出ておりました、設計開発を担う部門の人材を想定しております。

早川委員 そうすると、先ほど、設計開発ですから大学という部分だと思うんですけど、産短大ありますね。産短大については、これは対象になるんでしょうか。

立川産業政策課長 産短大はこの制度は対象にはなりません。と申しますのは、この制度が日本学生支援機構の第一種奨学金を受けた者を対象にしております。その対象は学校教育法という学校に限られておりますので、産業技術短期大学校の場合は、厚生労働省の所管で、根拠法令が違っております、短期大学校ということでございますので、その奨学金を受けていないということで、対象とはなりません。

早川委員 大切なのは、所信にもあるように、大学生の県内就職のためにやるわけですね。それで、この奨学金ということで、具体的に大学生の県内に就職するためにこの基金を、もうちょっと詳しくこの基金の使い道というか、どういうふうにするか教えてください。

立川産業政策課長 ただいま申し上げましたように、日本学生支援機構第一種奨学金の貸与を受けた大学生などを対象にしております、その方が卒業前の2年前、大学生で言えば3年生のときに県内の企業のほうへ就職したいという意欲を持っていただいて、申し込んでいただくという仕組みになっております。そして、実際に3年生、4年生を過ごして、本県の機械電子の関係へ勤めていただいた場合、2年後からその奨学金の一部の返還について支援するという仕組みになっております。

早川委員 ありがちな、奨学金を貸していたけれども、卒業したら県外に出てしまうということでは、ないわけですね。わかりました。

(中小企業・小規模企業振興会議開催費について)

その上のマル新、中小企業・小規模企業振興会議についてです。簡単なことですが、これは条例をつくって、計画の進捗度合いを会議していく。これは金額が少ないんですけど、重要だと思うんですけど、地域の中小企業者の会議をす

るんですか。まず、メンバーとか内容をお伺いします。

立川産業政策課長 この会議の概要でございますけれども、全県の状態を知るための振興会議を1つ、それからその中に地域部会というのをつくりまして、県内の4圏域ごとに部会をつくってやりたいと考えております。基本的には中小企業・小規模企業の条例をつくる時の検討委員会のメンバーからの移行というか、その中から何人かお願いしまして、その方々に、今度は、つくった条例、それを踏まえた計画がどうか、事業がどうかといった意味でまず全県的に検証していただきます。それから、地域の商工会に入っていたり、事業者にも入っていたりする地域部会という形で、その地域ごとのニーズを踏まえ、声をいただくことを考えております。

早川委員 中小企業はいいんですけど、その下の小規模事業者の場合は、本当に地域ごとにいろいろな事情が違うと思うんですね。先ほど、圏域ごとにある程度やるというお話がありましたが、そういった場合に、市町村との会議の連携か何かはやるんでしょうか。

立川産業政策課長 市町村との連携でございますけれども、これにつきましては連携をしたいと考えております。各地域の商工会だけではなく、市町村の職員の方にも入っていただいて進めてまいりたいと考えております。

(やまなしテキスタイルブランド化支援事業費補助金について)

早川委員 次の質問に移ります。産の14ページ、地域産業振興課の事業、やまなしテキスタイルブランド化支援事業費400万円について伺います。この事業は、一部の企業に偏らないように補助先が組合ということですが、私の記憶だと多分、その組合に入っている企業は100から200だったような気がするんですけど、まずその組合にどのぐらいの企業が入っているのかお伺いします。

山岸地域産業振興課長 補助先の絹人織物工業組合でございますが、吉田織物工業組合、西桂織物工業組合、谷村織物工業組合、大月織物工業組合、そして上野原織物工業組合の5つの団体からなる構成員で、組合員数が平成26年度で285社になっております。

早川委員 イタリアで開催されると知事も所信で述べていましたが、展示会に出展して、コレクションだと思うんですけど、コレクションは多分、2月に終わって、9月のコレクションで、私も前に一度、ホワイトというコレクションに行ったことがあって、あとはアンテプリマとかあるんですけど、今、現時点でコレクションが決まっていますか。どうせ出すなら、本当にたくさんの企業が出展して、世界に通じるコレクションでなければいけないと思っているので、コレクションが決まっていれば教えていただきたいのですけれども。

山岸地域産業振興課長 イタリアで開催される展示会という表記でございますが、現状、組合と進めております出展先としましてはミラノウニカという、世界でも二大コレクションと言われる大きな展示会を想定しております。

早川委員 ウニカ、私も聞いています。有名ですけど、そこで、展示会への出展の下にPRイベントとあると思うんですけど、このPRイベントは何ですか。

山岸地域産業振興課長 この事業は海外への展示会への出展支援のほか、織物工業組合の中で、いろいろなグループがございまして、国内の展示会で産地の織物のPR活動を行う試みにも支援しております。ということで、こちらのPRイベントについては、国内イベントと御理解いただきたいと思います。

早川委員 PRイベントと、さっきのコレクションへの出展ですけれども、実際に組合の中で出展できる企業というのは、多分、公募で四、五社とか数社だと思うんです。大切なのは、そこだけじゃなくて、産地全体とか、やはり組合全体に商売に結びつけなければいけない、活性化しなければいけないと思うんですけど、その辺については、波及効果をどのように考えているのかお伺いします。

山岸地域産業振興課長 ただいまの御指摘のとおり、確かにこの海外の展示会に行ける企業は限られていて、実際のところ、平成27年度は4社、28年度は、今のところはそれよりふやして6社にお願いしたいということで、波及効果をより多くの企業に広げていきたいのですが、やはりどうしても大きな負担が伴います。補助事業とは言いながら、参加企業のそれなりの負担もあるということなのですけれども、ここで大きく我々が組合にお願いしているのが、産地組合として、山梨県絹人織物工業組合の看板を掲げて出してくれということをお願いしております。実際に出展するのは個別の企業でございますけれども、表の看板としては山梨産地というものを大きく出す中で波及効果を他の企業にもつなげたいと考えております。

(医療機器開発人材養成講座開設事業費について)

早川委員 質問変わります。産の8ページ、成長産業創造課の事業、医療機器開発人材養成講座開設事業費についてです。本会議でも質問したのですが、これは今年からの事業で、4月からおそらく1月までやったと思うんですけれども、これは新しい成長産業の創出ということで、今、現職で仕事を持ちながら、仕事が終わってから講座に行ったと思うんですね。また今回継続するというので、果たして最初の本年度は受講人数が足りなかったとか、本当に最初の目的である人材がちゃんと育っているのか。育った上でこういう継続の事業をやっているのかお伺いします。

飯野成長産業創造課長 医療機器開発人材養成講座でございますが、まず初めに今年度の受講状況でございます。受講者数は、当初20名の定員を想定しておりましたが、最終的に1社2名ぐらい申し込んできたところもございまして、県内中小企業17社から20名の参加者がございました。

また、御指摘のとおり、仕事が終わってから、夜6時から9時まで2こまの講座ということで、私どもも、ついてこれられない方も出てしまうのかなと思っていたのですが、最終的に最後の2月の閉講式まで、途中でやめられた方は1名もなくて、出席率も約90%でございました。受講生の声を聞きますと、実習とか、見たことがない医療機器、人工心肺装置、カテーテルだとかいうものも実際に見ることができて非常によかったと。今後の業務にぜひとも役立てていきたいという感想をいただいております。

早川委員 予想以上によかったということですね。医療機器開発人材講座ということで、どうしても講座のメニューが、先ほどのカテーテルとか、技術的なこととか高度なことに偏りがちで、常々それがちゃんと商売に結びつけなければいけない、マーケットに近づけなければいけないということで、講座にマーケ



ットを意識した、市場を意識した、例えばプレゼンの仕方とか、マーケティングとか入れるべきだと思うんですが、入れていく予定はあるんでしょうか。

飯野成長産業創造課長 講座の中で、マーケット、本会議でも御質問いただきました、ニーズを踏まえた内容にしていくことが重要ではないかという御質問もいただいたわけなのですが、この講座の中でも、医療機器の基礎学習や製作実習などカリキュラムに加えまして、医療機器の市場論、医療機器というのはどれぐらいのマーケットがあって、どんな製品が、どんな市場があるのか、そういった市場論や市場の特性あるいは医療機器特有の業界の特性などをカリキュラムに組み込みまして、それらを習得する機会を明年度も設けることとしております。

また、この講座の特徴としまして、医療機器というのは必ず国への届出、または国の認証の手续が必要になるわけですが、国の認証機関の方に、実際に講座の講師に来ていただきまして、国の認証を得るときの、国の審査員の前でのプレゼンの仕方のコツとか、わかりやすい申請書類の書き方とか、模擬面接も講座の中でさせていただきます。

こういった非常に実践的な講座、あるいは市場を意識した、マーケットを意識したカリキュラムとすることで、明年度もできるだけ具体的な成果に結びつくように取り組んでまいりたいと考えております。

早川委員

本当にマニアックですけれども、本県が成長産業として挙げているので、これは本当に市場規模も大きいし、安定的な産業なので、非常に重要視してやっていただきたいと思います。この間、この委員会で視察したときに経営者の方々から、人材が足りないけれどもどうしていったらいいかというお話があって、今ようやく昨年から山梨大学と連携を強めていっていると。そこで、私がお伺いしたいのは、今、より一層、梨大の体制の中に医療分野とか医療機器分野に対して、いろいろな人的ネットワークとか経歴を持った人がいると思うんですね。そこで、山梨大学との連携をより生かしていくことが近道だと思って、それは現場の経営者の方々、実際にこの委員会で視察をしたとき発言が出ているので、それを講座や何かに生かして、早く製品化して、売れる製品を出すことが大切だと思うんですけど、その辺を最後にお伺いして終わります。

飯野成長産業創造課長 私どももできるだけ、1つでも2つでも早く市場に本県の中小製造業の医療機器が出るように、委員からもお話がございましたとおり、大学との連携を踏まえてやっていきたいと思います。本講座につきましては、山梨大学の岩崎副学長さんという、日本の医療機器分野では大変権威のある先生ですが、医療機器メーカーで実際に機器開発をやっていた先生に大学のトップになっていただきまして、それから岩崎先生の下で望月さんという先生に講座のコーディネーター、医療機器開発のコーディネーターをお願いしているのですが、この望月先生もかつて国の認証機関に勤務されていたことがあります。あるいは人工心臓の開発に携わった経験のある先生ですので、こういった方の人脈も最大限に生かしながら、早期に参入が図られるように取り組んでまいります。

(山梨県ものづくり人材就業支援基金積立金について)

佐藤副委員長

早川委員と重なる部分もあろうかと思いますが、質問させていただきます。産の2ページ、関連で産の4ページですけれども、山梨県ものづくり人材就業支援基金積立金についてなのですが、課別説明書には製造業における高度な知識または技術を有する人材の育成を図る。製造業といっても幅が広い部分で、

その中でも機械電子工業、電子産業を対象とした理由はいかがなものでしょうか。お伺いします。

立川産業政策課長 ただいまの製造業のうち、機械電子産業を対象とした理由ということでございますけれども、皆様ご存じのとおり、機械電子産業は本県の製造品出荷額の約7割を占める基幹産業であります。それから、本年度、産業人材育成検討委員会という形で機械電子への人材育成並びに供給についてどうあるべきかを有識者の方、産業界の方、教育者の方、御検討いただきました。そちらからも御提言をいただく中で、やはり大学、大学院、こういった学生の県内への定着を進めなくてはならないという話の中から機械電子ということで、そういったことが理由でございます。

佐藤副委員長 基金積立金を設置して、どのように人材育成及び確保につなげていくのか、事業の仕組みについて、対象者とか支給要件、あるいは支給金額等についてももう少し詳しくお伺いしたいと思います。

立川産業政策課長 対象者は、先ほどお話しした部分と重なりますけれども、日本学生支援機構第一種奨学金の貸与を受けている者で、大学生ということでお話ししましたけれども、大学生等ということで、高専の学生ですとか、また、修士、マスターの方ですね、そういった方も入っておりますので、大学生を中心とした対象としております。こういった方々、先ほど3年次にということで、大学生の場合は3年次、マスターの場合は1年次に募集をいたします。現在の予定では、予算的には35名を毎年度募集しようと考えております。その後、3年次、4年次と過ごしまして、またマスター1年、2年と過ごしまして、県内の機械電子産業の企業に勤務していただきます。そうしましたところ、今度、支給対象期間になるわけですが、最低8年間勤めていただくことを想定しております。まず1年目に勤めていただいて、2年目には1年目勤めた結果を見て8分の1を払う。要するに、3年次、4年次の間の奨学金を8回に分けて支援しようという仕組みになっております。そして、毎年続けていって、8年間ずっとそこへ勤めていただければ、かなり定着するのではないかと考えております。8年目まで勤めていただいて、9年目に最後の8分の1をお渡しして、返還の支援は終わるという形を予定しております。

支給金額ですけれども、予算上は1人130万円を予定しております。奨学金は自宅から通っているか、または国立か私立かとかいったことで奨学金の金額が変わってまいりますので、おおむね大学生の場合ですと4年間で260万円という平均で計算してございまして、その半分ですから、3年次、4年次のときの奨学金ということで半分の130万円を8年間で分割して支援するということでございます。

佐藤副委員長 総じて文系に比べて理工系というのは授業料等が非常に高いわけでありますから、こういった助成というのでしょうか、支給いただけるのは非常に効果があるのではないかと思います。積立金2億2,074万3,000円、積算の根拠はどうなっているのか。課別説明書の産の4ページにあります債務負担行為の4,550万円との関係についてお伺いしたいと思います。

立川産業政策課長 先ほど申し上げたように、毎年の募集枠が35名でございます。1人平均130万円ですので、35名掛ける130万円が今回募集する金額になりまして、それが4,550万円になります。平成28年度に、実際には先ほど申し

上げたように支出はございませんので、債務負担行為という形でお願いしております。そして、当面募集を5年間は続けようということでございますので、この4,550万円掛ける5ということで2億2,000万円余の基金が必要となるということで、今回は当面5年募集する分について、まず基金を造成しようと基金に積む金が2億2,000万円余になっております。

佐藤副委員長

県内企業にとりまして、機械電子関係企業、特に就職していただける方々についてはインセンティブになりますから、技術系人材の確保、県内への定着という部分には非常に効果があると思います。ただ、問題は対象となる学生、大学生、あるいは大学院の方々、高専という話もございましたが、そういった方々に対する周知方法をどのような形でやるのか、そこが一番大事ではないかなと。知らなければ応募もしてこない部分があるかと思っておりますから、この辺についてお伺いしたいと思います。

立川産業政策課長

制度の周知についてでございます。先ほど、労政雇用課でも説明がございましたように、県でさまざまなU・Iターン事業を実施しております。そういった場面を通じまして、大学生に周知するとともに、県内の高校にも呼びかけまして、先ほどの日本学生支援機構にもホームページ等での制度の紹介を依頼するといったこと、それから、特に県出身の学生が登録していただいておりますユースバンクやまなしのメールマガジンや、県の各種広報媒体を通じまして、学生はもとより、実際の資金元になる保護者の方も重要になりますので、保護者に対しても積極的にPRを行ってまいりたいと考えております。

(産業技術総合研究所について)

佐藤副委員長

産の12ページへ行きます。債務負担行為で産業技術総合研究所のお話がございますけれども、産業技術総合研究所とはどのような機関ですか。

飯野成長産業創造課長

産業技術総合研究所についてでございます。正式名称は国立研究開発法人産業技術総合研究所と申しまして、旧通産省の時代に、工業技術院という組織がありまして、その下に全国に15の試験研究機関がございましたものを、平成13年に統合再編されまして、現在、国立研究開発法人産業技術総合研究所、こちらは国内最大の公的試験研究機関でございます。つくばの本部をはじめといたしまして、全国に約10カ所の研究拠点がございまして、約2,000名の研究者がさまざまなテーマで最先端の研究開発を行っておるところでございます。それで多くの成果も生み出しているとお伺いしております。

近年は、研究開発だけではなくて、研究成果の国内企業への技術移転、それによる製品化の推進、そういった取り組みにも力を入れているとお聞きいたします。

佐藤副委員長

山梨県も工業技術センターが当然あるわけですが、産総研と連携する狙いは何かお伺いしたいと思います。

飯野成長産業創造課長

委員御指摘のとおり、県内にも工業技術センターがございまして、県内中小企業もこれまで新製品や新技術を開発するために、工業技術センターや山梨大学と共同研究を行ってきた事例はかなり多いわけでございます。ただ、どちらも研究者の数に限りがございます、研究テーマもどうしても限りがあるということで、全ての県内企業の幅広い研究ニーズに全て応えられてきたわけではないという状況がございます。このため、先ほど申し上げました2,0

00名の研究者を有する産総研と県内企業の共同研究を支援する制度を新たに設けまして、新たな製品や技術を生み出していただけるのではないかとということで、新たに連携枠を明年度から設けることといたしました。

佐藤副委員長 現実にその産業技術総合研究所と連携、活用する企業が見込まれるのでしょうか。目星がついていらっしゃいますでしょうか。

飯野成長産業創造課長 実際に共同研究を行う意向のある企業、あるいはそれだけの水準にある企業があるのかということは、私どもも予算編成を行うに当たって検討してきました。今年の1月15日に産業技術総合研究所と共催で産業技術総合研究所技術セミナーを工業技術センターで開催しました。このセミナーで産総研の持つ研究成果や技術シーズを県内企業に紹介したところ、県内の企業17社から22名の参加がございました。また、セミナーの後に希望する企業には個別相談の時間を設けたのですが、こちらの個別相談もやはり11社申し込みがございまして、こういった数字からある程度ニーズはあるのかなと考えております。個別相談に当たっていただいた産総研の職員の方や、産総研のコーディネーターの方のお話を後でお伺いしたのですが、相談いただいた内容のうち幾つかは共同研究に持っていきけるかもしれないということで、今、産総研で御検討をいただいているところでございます。

まだ産総研をよく知らない県内企業も数多くあるのではないかと思いますので、今後も明年度の補助金の募集に当たりましては産総研との共同研究のメリット等も十分に情報提供を行いながら募集を行ってまいりたいと思います。

(経営革新支援事業費について)

佐藤副委員長 ぜひ、成果が上がるように、17社の方を含めて、前向きに、どんどん進めていただきたいと思います。

最後にもう1点、産の10ページですけれども、工業高度化推進事業費の経営革新支援事業費175万4,000円ですが、中小企業診断士の派遣ということでございます。県内に今、中小企業診断士の方って何名ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

飯野成長産業創造課長 大変申しわけありません。中小企業診断士の数については存じ上げている方は何名もおるのですが、全体数は手元に数字がございません。申しわけございません。

佐藤副委員長 175万4,000円、何人ぐらいの方が御担当されて、細かい話で謝金とかどのぐらいになるのでしょうか。

飯野成長産業創造課長 経営革新支援事業費は中小企業の経営革新の取り組みを支援するため、中小企業診断士の派遣等を行うことになっておりまして、こちらは経営革新計画の承認の申請が知事に出てきましたときに、知事が経営革新計画の承認を行うに当たりまして、中小企業診断士に事前の経営診断をお願いしております。こちらの中小企業診断士の派遣につきましては、やまなし産業支援機構に中小企業診断士の資格を持った職員が7名、現在在籍いたしております。この7名を派遣いたしまして、経営診断を行わせている業務に要する経費でございます。

佐藤副委員長 わかりました。専務理事はじめ何人かいらっしゃるのわかっていますので、ぜひ有効な診断士の活用ということを図っていただきたいと思います。

(やまなしものづくり人材就業支援事業について)

小越委員

早川委員、佐藤委員と一緒にですが、やまなしものづくり人材就業支援に係る産の4ページ、債務負担行為をまずお伺いします。先ほど、どのような方々という話もあったのですが、他県でもかなりやっております、今年、国がそのような方向も進めていく中で、鳥取とか山口、鹿児島とか岐阜とか、徳島、高知など予定しているかと思うのですが、福井とか山口もそうですけれども、他県と対抗して山梨を選んでいただくために、プラスアルファというか、山梨でこれをつくった売りというか、だからここに来てくださいというものがあるのでしょうか。

立川産業政策課長 ただいまの他県との対比ということになります。これは確かに難しい問題でございます、今、産業立地とかいろいろな意味で地域間競争ということがございます。山梨の売りとすれば、他県では実は高専というのはあまり対象となっております。それから、あと、卒業後2年間ということで、金額的には必ずしも一律に比較はできませんが、他県で今あるところと比べますと多いと言えらるかと思えます。

小越委員

例えば、福井は朝日新聞の報道によりますと、これは奨学金の大学院ですけど、月額6万円貸与して県内の製造業で7年働いた場合は全額返還免除すると。119人に貸与し、修了した74人のうち60人が県内企業に就職と、かなり高い確率でやっているわけです。奨学金だと最初から帰ってきてもらう前提でやりますよね。今回のものは、もう借りている方々に、よかったら山梨にというところで、そのやり方の違いによって、来る人数とか、応募する方々は違ったりしてこないのでしょうか。

立川産業政策課長 当然、違いはあると思えます。奨学金を借りる方は日本全国大勢いらっしゃいます。今回の私どもの支援基金というのは、奨学金を借りた方を対象としております。ですから極端な話、県内出身者でなくてもこちらへ来ていただければ借りていた奨学金の半分を支援いたしましょうということ。最初から縛りがかかっているのと、一長一短はあると思えますけれども、途中から本県へ目を向けてもらえるという違いはあるかと思えます。

小越委員

本県へ目を向けてもらうための何か施策がないと、お金だけでなく、山梨のこの会社に勤めたいという、やっぱりこちらのアプローチがないと。東京の大企業のところと山梨のどこかを選んでもらうか中で、このように企業を紹介するからこういうことができるんですという政策というか、今回はどのように広げていく予定なのでしょうか。

立川産業政策課長 今回の私どもで持っている事業は、あくまで支援金でございます。先ほど申し上げましたように、そもそも支援金にとどまらず、本県にどうやって目を向けていただくかは、大きく言えば人口問題の対策、その中の私どもで担っているところはU・Iターンでございます。これにつきましても2月補正で計上しましたさまざまな施策、DVDをつくるか、女性に目を向けて懇談会をすとか、さまざまな事業を展開しまして、山梨に目を向けていただく。さらに、これは従来からも続けている部分ですが、企業と学生とのマッチングの機会というようなものも東京でもさまざま設けまして、よく中小企業のよさを知っていただこうと進めておりますので、一言でこれだということではなくて、本当にさまざまな展開をしておりますので、総じて考えていただければと思えます。

小越委員

山梨に帰ってきてもらうことをやるなら、製造業の機械電子に限らずもっと幅広くやったほうがいいと思う。香川県は教育委員会レベルでやっているんですけど、香川県の場合は違うんですね。香川に帰ってきていただけたらいいと。業種問わないという中で、香川県で奨学金を受けた475人のうち、卒業生99人のうち3分の1がUターンして帰ってきたと。東京に行った方も、香川県内の銀行に勤めてこの奨学金を使ってなしになったということを見ますと、今回は製造業の機械電子に限っているんですけど、PDCAではないけどよく検証していただきまして、もっと広げていく。文系も含めて、山梨県内に定着してもらうことを含めて考えていただきたいと思います。これは来年度から始まるので、次に考えていただきたいと思います。

(「買援隊」活動促進事業費補助金について)

それから、次に、産の5ページ、買援隊活動促進事業費補助金の600万円についてです。私、わからないんですけど、600万円を3分の1の県単で市町村に補助すると。100万円を限度にするとたしか当初予算概要に書いてあったのですが、100万円限度ですから、今のところこの市町村が手を挙げて、どんなことをしようとしているのかお示してください。

末木商業振興金融課長 買援隊活動促進事業費補助金でございますけれども、当初予算概要で上限100万円になっておりますので、一応、100万円掛ける6市町村というイメージでもって考えております。ただ、この件につきましては、具体的にどこということとは当然まだわかっていないところでございまして、一応、今年度、買い物環境実態調査を実施しまして、その結果を市町村にもそれぞれデータ提供しまして、補助金のメニュー云々というよりも、まず買援隊というか、買い物弱者への支援策を検討してほしいという投げかけをそれぞれ27市町村に実施しているところでございます。

小越委員

ということは、100万円掛ける6つの市町村で、どこもまだ手を挙げてなくて、こういう事業がありますけど考えてもらうための、例えば甲府市だったらこの100万円使ってどうするかという事業ですか。考えてくださいという、そういう100万円ですか。

末木商業振興金融課長 この買援隊活動促進事業費補助金につきましては、実際、買い物環境の利便性の向上といった事業、買援隊が取り組みをする場合に当然、支出する補助金でございまして、例えば上限ですが、県が3分の1の100万、市町村が100万、事業主体が100万ということになります。今、お話をいたしましたのは、その前段階としてこの事業を皆さんに検討していただくと。平成28年度につきましては、実際、何市町村が取り組んでいただけるかわかりませんが、およそ6市町村を想定いたしまして予算上計上したところでございます。

小越委員

ということは、例えば商店街に補助するとか、あるいはネット販売に補助するとか、南部町も甲府市もどこも手を挙げてなくて、ただこういうふうに考えてくださいねと盛っただけで、どこがやるのか、どんなことをするかは何もわかっていないと思ったんですけど。そうしますと、これは、今年だけの事業で100万円なのか、来年も再来年もこうやって事業費に対して補助を出していくのか、そこはどうなんですか。

末木商業振興金融課長 この事業につきましては来年度単年度限りというものではございません。それ以降も、何年間続けるかということとはわかりませんが、継続して行っていきたいと考えておりますので、2年になるのか3年になるのか4年になるのかわかりませんが、それによって県内にできるだけ浸透させていきたいと考えております。

小越委員 山梨県とすれば、せっかく調査もしたわけですから、買い物をするところがない、交通機関がないと、生鮮食料品買いに行くのも大変だと、年齢も含めて書いてあるので、例えばこの地域でこういうことをしたらどうかとか、そういうのは市町村と一緒に連携した話し合いをもうしてあるはずだと思ったんですけど、何もしていなくて、どこかこれから手を挙げてもらって考えてくださいねというだけで600万円つくんですか。私はもう既に事業化の見通しなどがあればここでお示しいただきたいと思ったんですけど。

末木商業振興金融課長 私どもでは市町村や商工会に出向きまして、直接、今年度実施しました買い物環境実態調査の分析結果を提供してございまして、27ある市町村のうち15の市町村に今のところ回っております。さらに今月1日には市町村の商工関係担当者を集めた事業説明会を開催いたしまして、ただいま2月議会にこういった事業をかけておりますと。つきましては積極的な取り組みをお願いしたいと。調査結果で、非常に買い物に不便を感じている人が大勢いたので前向きに考えていただきたいというお話をさせていただいております。それぞれ市町村へ出向いた際に、市町村が逆に情報をつかみまして、県に説明に来てくれというところも幾つかございました。例えば具体的に言いますと、早川町、富士川町、北杜市、南アルプス市、都留市、道志村といったところからお声がけがございましたので、担当者が出向きまして、今のところ、このような事業のスキームだというお話をさせていただいております。

(やまなし産業支援機構の補助金返還について)

小越委員 今の6つの市町村だと思いますけれども、ぜひ続けて、今年限りじゃなく、100万円よりもっとお金も出して、ちゃんと買い物弱者のことを救えるようにお願いしたいと思います。

産の10ページと産の17ページにかかっておりますやまなし産業支援機構の補助金返還についてですが、産の10ページでいきますと、9,000万円。それから4億円。産の17ページに行きますと1億5,000万円ということで、合わせて6億円近いお金を返還することになるのですが、先ほどの説明で、国からの事業が終了したから返還せねばならないということだったので、産業再配置促進環境整備費、また、地域産業活性化推進対策費、そして指導事業費補助金というのは、今度はそのお金がなくなって、その金はどこから財源確保するのか。それともなくしてしまうんですか。

飯野成長産業創造課長 ただいま御質問がございました産の10ページの産業再配置促進環境整備費補助金と、それから地域産業活性化推進対策費の補助金の返還金でございます。今回、当課で言いますと、合わせて4億9,000万円ほど返還するわけですが、こちらは、平成2年に補助金を使いまして産業支援機構に基金を設置しましたときに、県もあわせて県費で予算措置をしまして、支援機構に出捐をしております。また、県内市町村と産業再配置促進環境整備費補助金につきましては、この9,000万円を活用しまして、産業支援機構の中

に研究開発基金を昭和62年4月に基金の創生をしましたが、その際に国の補助金9,000万円にあわせまして県費1億2,575万円、それから市町村にも協力を求めまして、市町村から2億1,575万円、それから民間の経済界にも協力を求めまして、民間からは4億3,150万円。ですから、研究開発基金については、国補は9,000万円ですが、基金総額とすれば8億6,300万円がございます。また、地域産業活性化推進対策費補助金ですが、こちらは国補から4億円の拠出にあわせまして県費も4億円合わせて上乗せしまして、8億円で平成2年4月4日に同じく産業支援機構に地域産業活性化基金を設置しております。両事業とも、国から平成27年度までに事業を終了させて、平成28年度中に国の交付分については返還をするようにという通知が来ております。

したがいまして、国の返還分、産業再配置促進環境整備費補助金9,000万円と地域産業活性化推進対策費の補助金4億円につきましては、明年度、国に返還しますが、残りの市町村、県、産業界からお出しいただいた部分については引き続き産業支援機構にとどめおき、これらを1つの基金にまとめます。これらを活用いたしまして、明年度からの小規模企業の振興のための事業に使う新たな基金として再編して事業執行を行う予定となっております。

小越委員 産の17ページの指導事業費補助金も同じ考え方で、国の補助金以外のところにも基金が積んであるから、この事業はまだ継続できるという理解でいいんですね。

初鹿野産業集積課長 今お尋ねのありました……。

桜本委員長 前置きはいいいから、わかりやすく、何々基金が返還金、返還金で、それがどういう基金に入ったかだけ端的にしてもらえればわかりやすいと思いますので、それだけ教えてください。

初鹿野産業集積課長 県の基金の金額が3つで19億6,300万円だったものを、国からの補助金6億4,000万円を返還いたします。残り13億円余りが基金として残り、それから発する利子収入において継続して基金事業を県として行ってまいるといふことでございます。

小越委員 私の理解でいくと、この産の10ページと17ページの基金を国から言われたから、国が出資した部分を返して、県と市町村と事業主で積んだ部分は残して、それはやまなし産業支援機構にまた同じように基金を積んで、その運用益で同じように指導事業費とか、さっき言った産業再配置や地域産業活性化研究開発基金という名前にかえて産業支援機構で同じように事業をするということではないですか。

初鹿野産業集積課長 そのとおりでございます。失礼いたしました。

小越委員 それで、どうしてこんなに、国から6億5,000万円もの、こんな大きい金額を突然返さなければならぬのか。結構大きい金額だと思うんですね。運用益でやっていると言いましても、基金が少なくなるわけですから、運用益そのものが少なくなるわけです。そうすると、今度、事業の経費も、事業費も少なくなってしまうのではないかと心配なのですが、その経過はどうしてなんですか。



飯野成長産業創造課長 国費を返還した後の、先ほど申し上げましたように県費や市町村や民間からの残りの分で事業執行を行っていくわけですが、御指摘のとおり、今、低金利で長期国債もマイナス金利ということで、当然、運用益をどうやってひねり出していくかが課題なわけなのです。ただ、当面は、この基金でございますが、まず国から平成27年度末を超えない範囲で基金の事業を終了させるという通知が平成23年に来ておりまして、それに基づき、本年度で事業を終了して、明年度、国に返還するわけなのですが、残りの部分の運用につきましては、国へ返還することはわかっておりまして、国へ返還する以外の部分についてはまだ固まっておりますので、現在、大阪府の公債等の長期債券で運用しております。大阪府の公債等は一時期、財政状況が悪かったこともあって、かなり利回りのいい商品で運用してございます。こちらが満期までまだ数年間ございます。こういった大阪府の公債や定期預金等を通じて運用している分については、そのまま運用を続けることによって、少なくとも向こう3年間は相当程度の運用益は確保、大体年間1,000万程度の運用益は……。

桜本委員長 課長に申し上げます。予算とあまり離れることは答えないでください。

飯野成長産業創造課長 わかりました。相当程度運用益は確保できる見通しでございます。それをもとに事業執行をしたいと考えております。

(若年者雇用対策事業費について)

小越委員 大阪の公債でやっているということは今、初めて聞きまして、そうなんだと思いましたが、行政改革で国からお金を返してとなって、6億幾らかを返すことになりましたが、県にとっても自治体にとっても大変な金額になると思うので、これは国に対しても一言意見を言うておくべきだと思います。

最後に、産の25ページ、若年者雇用対策事業費48万8,000円についてですが、県内大学と企業との情報交換会を開催するというんですけど、いつ、どのような方を対象に、どうやって人を集めてやるのでしょうか。

横森労政雇用課長 こちらは学生が県内企業に目を向けていただくために、毎年ですけれども、1月に県内の企業と県内外の大学の就職担当者を集めまして、対面式の合同面接会のような形で開いております。それぞれ企業側のブースに大学の就職の担当者の方が行って、企業の情報をよく聞いてもらおうと。また逆に、企業の方が大学の就職担当者に売り込むという事業を甲府で開催しています。

小越委員 私も本会議で聞いたんですけど、青年雇用促進法ができて、労働局と自治体、都道府県が協力して青年雇用対策をなさいと言っているんですけど、この青年雇用対策事業費48万8,000円で、1月の就職会の話だけなんです。青年雇用促進法に基づいて何か県として青年雇用をするための事業はこれ以外にないのでしょうか。

横森労政雇用課長 この事業は青年雇用対策法の施行にあわせた事業ではございません。特に青年雇用対策法の事業を県として予算化しているものはございません。

小越委員 たしか青年雇用促進法は去年できているわけですね。県と労働局含めてやりなさいとなっていますので、私は、青年雇用をこれからどうするか、非正規をどうするのか、山梨に帰ってきてもらう若者をどうするかという中では、もっと考えてやるべきだと思いますので、そのことを言って終わりにします。

横森労政雇用課長 この事業では、今言ったとおりですけれども、若年者、青年の雇用につきましては、やまなし・しごと・プラザ、もともとある事業費ですけれども、そちらでも支援をしたり、あるいは中小企業の労働施策アドバイザーが各企業を回って、若年者の雇用について企業に促していく事業を以前からやっております。

(「買援隊」活動促進事業費補助金について)

高木委員 まず、産の5ページです。先ほど、小越委員も質問しましたけれども、私は私の角度でちょっとお聞きします。まず、ここでは買い物弱者という話ですが、買い物難民という話もメディア等であるんですが、県の認識では難民と弱者は違うんですか。同じと考えていいんですか。

末木商業振興金融課長 必ずしも全国で統一した定義というか、言葉があるわけではなくて、買い物弱者と言ってみたり、買い物難民と言ってみたり、いろいろな言葉がいろいろな場所で使われていると認識をしております。県の場合につきましては買い物弱者ということで、買い物難民と同意義と捉えております。

高木委員 県内には弱者と言われる方は何人ぐらいいるのか、県は調査しておりますか。

末木商業振興金融課長 国で昨年4月、およそ700万人という推計値を出しましたが、国は日常の買い物に不便を感じている60歳以上の高齢者ということで700万人と定義づけましたけれども、同じ尺度で今回の調査結果、買い物弱者、買い物環境実態調査の結果を踏まえて算出しますと、県内に11万8,000人余りいるという格好になります。この調査自体が買い物弱者の人数を推計することが目的ではなくて、あくまでも買い物環境の利便性向上に役立てるために人口比率で市町村から抽出したものではありません。買い物弱者については定義をして、例えば高齢者世帯のみで構成されているところ、さらには同居家族も含め、自分も含めて車の運転をしないとか、あるいはみずから、または同居家族が買い物をするなどの制限という縛り、一定の条件をつけまして算出した買い物弱者というものを取りまとめてございまして、それに基づきますと、県内には1万1,400人ほどの……。

(「さっき11万」との声あり)

末木商業振興金融課長 11万人と申し上げましたのは、あくまでも日常の買い物に不便を感じていると回答した方を逆算して算出していった人数になりますけれども、定義づけしまして絞り込みをかけたところ、今回の結果では1万1,400人という数字になろうかと思えます。

高木委員 この事業は、地域と連携し、コミュニティーを醸成していくということでしょうけれども、補助対象に買援隊活動に係る新規もしくは拡充事業の立ち上げに要する経費とありますが、買援隊はすでにあるということですよ。

末木商業振興金融課長 新規または拡充とございますが、新規というのは本当に何も無い状況で、例えば新しく移動販売を始めるという場合とお考えください。拡充というのは、既にミニスーパーを出店しているけれども、さらにそのミニスーパーの数をふやして事業規模を拡大するといったことを拡充と考えております。

高木委員　私は移動販売車などをイメージしたのですが、そうじゃなくて今の話ですと、小さなミニスーパーも対象になるということだと認識を改めました。そういった中で、この地域コミュニティーの役割を担いながら、それを支援し商工振興を図ることによって、どっちかというところ商店がつぶれていたとか、形骸化してきた商業施設を活性化しながら、買い物弱者を1人でも減らす施策への援助と考えていいわけですね。

末木商業振興金融課長　買い物環境実態調査の中で、地元の商店街から買い物をする割合も実は出してございまして、県内におきますと旧64市町村別でいきますと、南部町、富沢町、丹波山村といったところの地元購買率が非常に高い結果になりました。そういう地元の商店からの買い物をしていることが比較的割合が高い地域におきましては、そういった地元の商店や商店街が買い物環境向上のためにも取り組んでいただけ、ひいては地域住民のニーズともマッチするとも考えております。できれば当然、地元の商店、商店街が主体性を持って取り組んでいただくのですが、そのためには市町村にも重要性を認識した上で連携をとって、商工会とも歩調を合わせながら取り組んでいただきたいと思います。

高木委員　お困りになっている方が日々、年々ふえているという認識を持っているわけですが、この金額が適正かどうかわかりませんが、またもっとふやさなければ功を奏さないのかなとも思いますが、よろしくひとつお願いいたします。買い物難民の解消につなげていただきたいと思います。

(山梨ワイン生産技術強化支援事業費補助金について)

そして、産の14ページで、地場産業の振興対策のところでは山梨ワイン生産技術強化支援事業費補助金のところに巡回指導とあるのですが、巡回指導ってどんなことをされるんですか。

山岸地域産業振興課長　特に小規模ワイナリーで技術的な課題を抱えているところに対して、専門家の方とともに行きまして、実際の製造工程を見る中で、技術上の悩みをお聞きして、問題点はここにあるんじゃないかと助言しながら、一緒に協議する事業でございまして。

高木委員　わかりました。ありがとうございました。

そして、講演会等を開催するとあります。これはいつ、そして年何回ぐらいやる予定でいらっしゃいますか。

山岸地域産業振興課長　この講演会ですけれども、まだ具体的な日時等は決まっておりません。工業技術センター、ワイン酒造組合と相談をしながら開催時期とテーマについて決まった段階で周知してまいりたいと思います。

回数でございましてけれども……。

すみません、ちょっと回数は確認をします。

桜本委員長　1回休憩を入れますので、その冒頭答えてください。  
引き続き、高木委員。

高木委員　私も本会議で、これは観光部の話なのですが、峡東地域のワインリゾート構想を推進していく上でも巡回指導などが功を奏してくれればいいなと思うのですけれども、12月議会でも話しましたように、まさにいいワインをつくる

ための産業と技術が観光推進につながり、それが本県の進展につながればという話だろうと思います。大きな予算ではないのですが、十分使っていただき、そしてワイン産業の促進にぜひつなげて行ってほしいと思いますけれども、最後にお答えいただいて終わります。

山岸地域産業振興課長 今、委員おっしゃったとおりの心持ちで一生懸命頑張りたいと思います。また、この件につきましては一般所管の冒頭で補足の説明がございますので、そちらで説明させていただきます。  
委員長、あともう1つよろしいでしょうか。

桜本委員長 はい、どうぞ。

山岸地域産業振興課長 講演会がございますけれども、年8回を予定しております。

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

( 休 憩 )

※第26号 平成28年度山梨県中小企業近代化資金特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

※第31号 平成28年度山梨県商工業振興資金特別会計予算

質疑

(小規模企業強化融資及び事業承継支援融資について)

佐藤副委員長 商工振興資金の小規模企業強化融資及び事業承継支援融資についてですが、小規模企業強化融資を新設する目的についてお伺いします。

末木商業振興金融課長 経営資源の確保が困難であることが多い小規模企業ですが、小規模企業の持続的な発展を図るため、このたび中小企業・小規模企業振興条例の中に、小規模企業の持続的な発展の規定を盛り込みまして、県は必要な施策を講ずることとしております。今回新設します小規模企業強化融資は金融面から小規模企業の事業経営の改善や向上に向けた取り組みを支援するためのものがございます。

佐藤副委員長 小規模企業強化融資は新設でなく、小規模企業サポート融資の限度額の増額とかのほうではいかがでしょうか。

末木商業振興金融課長 現在、小規模企業向けの融資として、小規模企業サポート融資がござ

いまして、非常に多くの企業に御活用いただいております。ただし、この融資、小口零細企業保証という保証制度、これは全国一律でございますが、この制度を利用してございまして、この保証制度が実は県信用保証協会全ての利用総額を含め、利用上限額は1,250万円という制限があり、融資限度額の増額ができない融資になっております。そのため、利率や融資限度額が小規模企業サポート融資と同じである小規模企業強化融資を新たに創設することによりまして、既存の小規模企業サポート融資だけではカバーできなかった部分を補完しようとするものでございます。

佐藤副委員長 事業承継支援融資を新設する目的のほうはいかがですか。

末木商業振興金融課長 事業承継につきましては、その必要性が課題となっているところでございます。中小企業が蓄積してきた技術など、経営資源の散逸を防ぐため、同じく条例におきましても県は事業承継の円滑化を図るために必要な施策を講ずるとしてございます。今回、事業承継に特化した単独の融資制度を創設いたしまして、利用要件を緩和するとともに、融資限度額を引き上げまして、具体的には株式や事業用資産を取得しやすい環境を整えることで事業を引き継ぐ中小企業を金融面から支援しまして、円滑な事業承継を促進するものでございます。

佐藤副委員長 その場合、融資限度額を1億円に設定する狙いはいかがですか。

末木商業振興金融課長 1億円の限度額は、県の制度融資の中でも比較的高く設定している限度額でございます。これにつきましては、株式や事業用資産の取得といった、資産価値や企業価値の高い企業が多額の資金を必要とする場合にも対応できるようにするためでございます。融資限度額につきましては、設備資金1億円、運転資金5,000万円、1企業限度額を1億円と考えております。

佐藤副委員長 事業承継支援融資が活用される具体的な事例が想定されますか。

末木商業振興金融課長 具体的な事例といたしましては、親族内承継と親族外承継の両方が考えられるかと思っております。親族内承継といたしましては、相続などで分散しました自社株式や事業用資産を買い取る場合などを想定しております。親族外承継の場合としましては、経営者が退任する前、あるいは御存命中に事業承継計画を策定するような場合、今まで制度融資の中では対応できなかったのですが、こういった場合にも活用が見込まれる制度にしてございます。

佐藤副委員長 今回、2つのマル新で小規模企業強化融資と事業承継支援融資の利用促進に向けて、県内の金融機関との協調関係もあると思いますが、どのような形で取り組んでいくか伺います。

末木商業振興金融課長 制度の周知は非常に大事なことでございます。毎回、ホームページの掲載や経済団体あるいは税理士会を通じたPRといったことを当然やっておりますけれども、小規模企業強化融資につきましては、先ほど若干触れましたとおり、既存の小規模企業サポート融資を補完する性質が非常に高いものことから、資金面でもう少し必要というような話がございました場合には、小規模企業強化融資を個々のケースで御案内することができると考えております。

事業承継支援融資につきましては、まず、事業承継という課題を認識しても

らうことが最優先であると考えております。特に昨年12月、やまなし産業支援機構の中に設けられました事業引継支援センターが立ち上がっており、こちらには診断士等がいらっしやいまして、個々の相談とかセミナーなどを非常に幅広く行うことになっております。こちらの相談やセミナーにおきまして事業承継支援融資の周知を図り、十分に活用していただくよう努めてまいりたいと思っております。

佐藤副委員長 中小企業振興条例も制定されるという部分でありますから、より中小企業、小規模事業者にも有利、円滑に借りていただきたいと思いますし、それがまた企業がしっかり頑張って県税を納税していただくということも目的ではないかなと思っておりますので、ぜひ利用促進に励んでいただきたいと思っております。  
以上で終わります。

桜本委員長 産業労働部長、一言どうですか。大事なところですから。

平井産業労働部長 今、佐藤委員からもお話もありましたように、中小企業振興条例をつくりまして、特に小規模企業に向けていろいろな施策により対応していきたいと思っておりますので、今回こういう融資を新設させていただきたいと考えております。積極的にその活用を図る中で、県内企業のさらなる発展、小規模企業につきましても維持発展を目指してまいりたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

※第4号 山梨県ものづくり人材就業支援資金条例制定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第13号 山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第16号 山梨県工業技術センター諸収入条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(本社機能移転について)

高木委員 先日、沖センサデバイスの本社が東京から大津に移っていただけるということで大変喜んでいる者の一人であります。これはもちろん第1号となって、これからどんどん続いていただければと思いますけれども、制度については一定の理解をしておりますけれども、非常に煩雑になっているようにも思いますので、その説明をお願いしたいと思います。

初鹿野産業集積課長 お答えいたします。まず制度のポイントだけ説明させていただきます。今回の本社機能の移転につきましては、国が定めた地域再生計画に基づき定めた優遇制度というところでございます。これについて特徴といたしましては、東京23区から本社が移転した場合を移転型と申します。それ以外、本県の既存企業が拡大する場合も含めまして拡充型と申します。東京23区からの移転につきましては、優遇制度をさらに上乘せしております。移転型のほうが大きなメリットを受けられるということでございます。

それから、この優遇制度につきましては、中小企業の場合ですと、雇用が5人以上増加した場合に認定されることが出来ますけれども、これにつきましては、それ以外には厳しい条件がないということで、県内中小企業にも十分にチャンスがある制度ということが言えます。

それから、優遇制度については、国税と県税がございまして、国税は国が一律に定めたものでございますので、都道府県間での差はなかなかつかないということで、今回、他県に差をつけるために、県が独自に定められる県税制度について不動産取得税、事業税などを本来の税率の20分の1に軽減することにしたところでございます。これは現時点において長野県と並び、全国トップの軽減率でございます。

桜本委員長 初鹿野課長に申し上げます。口頭説明いただいたわけなのですが、より詳しい資料を早い時期に各委員にお渡しください。

高木委員、この件はよろしいですか。

高木委員 はい。

今、2つの移転型と拡充型があると話されましたが、今回、沖センサデバイスさんはどの支援策を、優遇策を受けたのかをお尋ねします。

初鹿野産業集積課長 今回の沖センサデバイスの本社の建物につきましては、第三者が所有する建物を賃貸借する形になっておりますので、残念ながら投資額に対する国税のオフィス減税、それから県税の不動産取得税は受けられないことになっております。受けられますのは、国税の雇用税制でございまして、雇用1人につき50万円の税額控除を受けられる見込みでございます。

高木委員 本社移転によって何人ぐらい山梨県の人口増になったのか。また、地元の雇

用があって、それは何人ぐらいなのかお尋ねします。

初鹿野産業集積課長 今回の本社移転に伴って、東京から山梨に来た社員が40名、その家族も含めると50名ほどがこの4月から山梨に来ると伺っております。

また、本社移転に伴いまして沖センサデバイスさんが新たに県内で18名を既に雇用したと伺っております。

桜本委員長 手元に資料がありますので、職員に配らせます。

高木委員 これは会社にとっても山梨県の支援は非常にありがたいと提供いただいていると思いますし、また、来てもらえる山梨県にとってもいいということですが、さらに支援策があるのか。本社移転をしてくれる企業に対しての支援策、県はまだほかにも考えているのかお尋ねします。

初鹿野産業集積課長 本社機能の移転の促進の誘導のため、産業集積促進助成金の対象に新たに本社機能の移転を4月1日から加える予定でございます。先ほど、沖センサデバイスさんは第三者から建物等をリースするので一部優遇策が受けられないと説明させていただいたところでございますけれども、今回のこの助成金の改正により、このようなリース料の半額を3年間ではございますが支援することを予定しております。

高木委員 今もらった資料に不動産取得税、固定資産税が20分の1で、全国の中で本県と長野が一番だという話がありましたけれども、さらにこれはもっともっと、いろいろメディアを通じながら宣伝をして、特に首都圏に強くアピールすることでさらに促進を図ってほしいと思いますけど、その辺の対策は練られてますでしょうか。

初鹿野産業集積課長 まず、今回の制度をわかりやすくパンフレットにまとめまして、我々が企業訪問をする際に持参して、懇切丁寧に説明をさせていただきたいと思っております。

あと、あわせて、全国紙の新聞にも積極的にPRを行いまして、できるだけ記事掲載を誘導するように努力していきたいと、そのように考えております。

(プロフェッショナル人材戦略拠点について)

高木委員 これをきっかけにさらに進めてもらえればと思います。

次の質問に移ります。上小澤産業労働部次長がいらっしゃいますけれども、たしか去年の12月1日でしたね。産業支援機構の中にプロフェッショナル人材拠点整備が立ち上がりました。あと、広瀬さんと小林さんでしたか、非常に御努力されていると聞いておりますが、その進捗状況はいかがですか。

横森労政雇用課長 ただいま委員からお話がありまして、12月1日に産業支援機構にプロフェッショナル人材戦略拠点を開設しました。マネジャー、サブマネジャー、アシスタントの3名体制で各企業訪問等を行ってございまして、今のところ五十数社からプロフェッショナル人材が欲しいというお話があり、具体的に話をしているところでございます。その中で、5社程度だと思いましたが、設計の専門家や人事・総務部系の専門家が欲しいという具体的なお話もありまして、今、それを人材会社につなぎながら話を進めているという状況で、まだ採用には至っていませんけれども、そのように今、進めております。



高木委員 今このPRをしていますよね。会社訪問をしているという話がありまして、そういう中で、さっきの沖センサデバイスじゃないけど、そのPRも一緒にやっていったらどうかと。せっかく企業訪問をするわけですから、そんなことも一緒に営業していったらどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

横森労政雇用課長 委員おっしゃるとおりで、せっかく企業訪問をして、経営の面の気づきを促したりしているものですから、それがたまたま人材の面で欲しいということもありましょうし、ほかの面で、規模拡大をしたいとか、成長を促すようなことについても、せっかくですから県の施策等も一緒に紹介したりできればなど思っております。

(雇用の問題について)

小越委員 雇用の問題でお伺いします。本会議で、私の再質問、再々質問のところでも部長から、正規雇用の拡大について、誘致企業に対しても要請していると御答弁がありました。具体的にはどのように要請していて、どのような反応が企業から返ってきているのかお示してください。

初鹿野産業集積課長 日ごろの企業訪問の中で正規の雇用をできるだけお願いをしているところでございます。

小越委員 それに対して企業からどういう反応があるのか。そこはどうですか。

初鹿野産業集積課長 企業それぞれのご都合もございますので、無理強いするわけにはまいりませんけれども、ただ、企業によってはそもそも雇用をふやす際に正規でということを経営からしていただけたところもございまして、中には逆に、大多数を派遣でやりたいという会社もございまして、会社それぞれの方針ということでございまして、あくまでも我々としては、それに対して極力正規の方向でお願いしたいと協力要請するという、そういうスタンスで臨んでおります。

小越委員 山梨労働局が作りました正社員転換・待遇改善実現地域プランによりまして、山梨県の有効求人倍率、とりわけ正社員の求人の割合が35%前後で、全国平均より5から10%ぐらい、正社員の求人が少ないんですよね。労働局の資料によっても、当県の主力産業である製造業を中心に正社員化が少ないです。山梨県の製造業の正社員の求人の割合、42%です。全国は62%です。山梨県の非正規労働者の割合は、たしか全国で上から8位か9位だと思ったのですが、この製造業の非正規の求人が多いのが山梨県の非正規率を高めている一つの要因だと労働局は言っているわけです。それにつきまして、県とすれば、企業訪問をして、とりわけ製造業を誘致している中では、非正規ではなく、正規として雇っていただきたいともしっかりと強力に言っていたかかないと、労働局が進めている求人を10万人正社員でやる、そして500人を非正規から正規に転換させることにならないと思うんですけれども、どのように企業にこのことをお願いしていくのでしょうか。

横森労政雇用課長 労働局で、先ほど委員から話がありましたとおり、正社員転換・待遇改善地域プランというものをつくりまして、そこで数値目標等を定めており組んでいるところです。県におきましても、その施策に呼応しながら、県の中小企業労働施策アドバイザーがおりまして、正規化だけではなく、ワーク・ライフ・バランスの推進ですとかいろいろやっているわけです。アドバイザーが既存の

企業、製造業だけではありませんけれども、年間400社訪問をしております。その中でも県、国の助成制度がありますので、キャリアアップ助成制度で正規化を図るものもありますので、そういうものも企業の経営者に周知をしまして、正規転換を促していくと。ただ、企業の事情もありますので、できるだけそういう制度を使って促していきたいと考えております。

小越委員

しょうがないから全部派遣でやりたいという企業も、ましてそういう企業は雇用はふえていかないし、正社員がふえていかないし、山梨県の賃金もふえていかないわけですね。今日のニュースでも言っていましたけれども、非正規労働の方々のほうが子供を持つ人数が少なくなってしまう。収入が少ないから、教育費に充てる、子育てに充てるお金が少ないと。山梨県のところはどうかですけど、不本意非正規の状況、15歳から24歳の全体15.1%、そして25歳から34歳、これは、大学卒業して若い人たちの不本意ながら、本当は正規で働きたい、だけど非正規で、不本意非正規率、28.4%です。山梨県は、先ほど言ったみたいに、非正規の割合が高いです。製造業の求人も正社員の求人が少ないです。だから、おそらく不本意非正規が山梨県はとても高いと思うんです。これに対して、山梨県の産業労働部として産業労働部長はどういうふうにしていくつもりですか。

先ほどの私がした質問のときに、山梨県の数値目標はどうするんですかと本会議で聞きましたら、労働局と一緒にやっていきますと言いましたけど、県とすれば、この不本意非正規率を改善して、正規の社員をふやしていく。そして、それが山梨県全体の所得が上がり、山梨県の人口増加、子育て支援につながっていくんです。そのことについて部長はどのようにお考えか、最後にお話ください。

平井産業労働部長 委員御指摘のように正規労働者をふやしていかなければいけないことは私自身も感じておりますし、県の施策としても重要なことだと思っております。そうした中で、先ほど担当課長から答弁させましたように、県としても企業を回る中で、企業さんに協力をお願いしたり、あるいはいろいろな場面を通じてアドバイザー等がそういったことを指導しております。それから、もちろんジョブカフェやまなし等を通じて正規雇用化に向けての働きもしているところでございます。

もう1つはやはり、今、委員もおっしゃられたように、重要なのはワーク・ライフ・バランスの実現に目を向けて、企業がそれぞれの労働者の立場、あるいは仕事と家庭の両立、あるいは子育ての両立といったことを意識する中でいろいろな対応をしていくことも重要だと思っております。県とすれば、労働局とも協調する中でさらに引き続きしっかり対応してまいりたいと考えております。

白壁委員

小越委員が非正規雇用の関係の質問をされたのですがけれども、私もちょっとその関係で、私は少し視点を変えて、老若男女、若者であったりお年寄りであったり、男性であったり女性であったりという視点からお伺いします。

先ほど、非正規の数字を示されましたね。これは相対的にいわゆる非正規労働というものだと思うのですが、現状、山梨県の、先ほどの数字で合っているんだと思うけど、再度確認をしたいと思います。

横森労政雇用課長 統計データでいきますと、5年に一度、就業構造基本調査というものがありまして、直近で言いますと、平成24年にその調査がございました。従業員

の中で非正規雇用の労働者の占める割合というのが本県は39.5%になっております。全国と比較してやはり1.3ポイント高くなっておりまして、非正規が若干多いということです。山梨県の39.5%を5年前の就業構造基本調査と比較しましても3.1ポイント高くなっているということで、若干ずつ非正規雇用の割合は高くなっている現状でございます。

白壁委員 今、小越委員が言われた数字よりもちょっと低いんだけど、時期が違うのかな。39.5と言ったけど、もうちょっと高かったよな。大体合っているのかな。毎年の分については労政雇用課でも調べたのか。データのなものは出ているのかな。

横森労政雇用課長 労政雇用課ではデータはとっておりませんで、総務省の統計や厚生労働省の統計を参考にさせてもらって施策を考えております。

白壁委員 女性の働く場所ですが、今、欧州なんか行くと、1.5労働といって、お父さんが働いて、奥さんが0.5だとか、また、その逆であったり、2働かなくてもそれなりの生活ができるという、いわゆるワーク・ライフ・バランスの、やっぱり一番進んでいるのは欧州なんでしょうね。ということで、その中でも特に女性のことを聞きたい。女性の就労というと、例えば介護関係があるでしょうし、看護師の皆さんはほとんどが女性だよな。特に、女性の従業員が多いというやっぱり病院なんだけど、病院の正規・非正規というのはどうなっているのかわかりますか。

横森労政雇用課長 先ほどの就業構造基本調査では産業分類ごとの正規・非正規の数字を出しているわけですが、医療・福祉という産業分類でしかございませんので、その中に看護職員もいるでしょうし、介護職員、あるいは事務職員もいますけれども、看護職員だけのデータは、承知をしております。

白壁委員 多分そうだと思うんですね。ホームページを調べてみました。県のホームページの中に、28年度の看護職員の募集要項がありました。その中に幾つかの項目があって、いろいろな病院が書いてあります。県立中央病院も書いてありました。二百数十床という大規模な甲府市内の病院も書いてありましたし、私の地元の中核の病院も2つ書いてありました。その中に、正規職員と、県立は臨時という捉え方になってはいますが、そのほか、非正規的な、いわゆるパート・アルバイトの方々を募集しておりました。これについてはどういう捉え方をするのでしょうか。

実は、県立中央病院に確認してみました。そうしたら、臨時の方々は、正職員の看護師の給与を、年間105でしたか、引いて、割って、月当たり21.6日で、あと、8時間労働をしたときの単価で、いわゆる同一労働同一賃金を実行しているということを確認しました。

でも、ほかのところを見ると、ある病院は、月当たり26万6,000円で、最低が1,049円と書いてあるね。これ、どう計算しても、その金額を割り込んだ数字にならないんですよ。こういった状況が今、出ているんですが、こういうことについてどう思われますか。

横森労政雇用課長 今、委員から同一労働同一賃金というお話もございました。先ほどから言いますように、4割の方が非正規雇用で勤めていらっしゃる中で、国においても同一労働同一賃金のことにつきましても法制化の検討をするということも

打ち出されております。ただ、そちらの動きをまた注視もしていきながら、各企業に対して、そういうことも周知をしていきたいと思っております。

#### 白壁委員

安倍首相がたしか通常国会の施政方針演説で言ったんですね。これから非正規というか、いわゆる同一労働同一賃金はきわめて重要な課題だから、5月ぐらいまでには一億総活躍プランを立ち上げて、その後、通常国会に出して、来年度成立させようと言っているんですね。先ほど小越委員からもあったけど、例えば少子化の原因も収入の差より来ている。ということは、同一労働同一賃金という形にもっていくべきなんだということなんでね。あとは消費の問題も、やっぱり収入が多くなればそれなりに収入を得るということなんでね。

この間、議会でも若年者というか、若者のいわゆる非正規の問題が出ておりましたが、これも深刻な問題です。いかに若者を正規から非正規なんだけど、非正規であっても金額が同じように、対価が同じであればベストなんだけどね。ということで、かといって若者もそうなんですけど、実は私のところ、観光地、ホテルにいる方々、布団を敷いたりお膳を運んだりしてくれる人たちは女性のお年寄りなんです。60歳以上の人たちばかりで初老の方々です。ホテルといっても小さいホテルが多いので、高くても売上10億円ぐらい。そこに泊まっている人たちは200人規模から300人規模です。そうすると、朝6時から8時まで働いて、5時間休んで、その後また4時間ぐらい働く。その繰り返しなんだよね。そこで働いている人たちはお年寄り。初老の方々です。こういう人たちが正社員というわけにいかないんだよね。まあ、どうしても正社員でという場合には正社員にするんだろうけど、本人たちが嫌がるんだよね。そこに今度は、都内あたりから、寮をつくって正社員の人たちが来る。そうすると地元の経済はそういう女性が働いて保たれている部分もあるんですよ。昔は冬場はね、玄関閉めて、営業全然してなかった。その間はいわゆる保険で面倒見てもらっていた。地域性はあるんだけど、若年者についてはそうではないような気もする。そうかといって全て一律押しなべて若年者の全てが正規という、ちょっとこの辺はいかなものかなと。その人の自由です。先ほどあった、不本意非正規労働的というわけにいかないね。全てがそうじゃないと思うんだけど、おおむねいかなものですかね。

横森労政雇用課長 確かに、若者の非正規で働いている人たちの正規雇用化ということは**重要**でありますけれども、**特に**不本意で**非正規雇用**になっているという**調査は**、**全国のみ**で、各県のデータはありませんけれども、全体で見ると18%が不本意ながら非正規で働いている**状況です**。特に、25から34歳の若者では28%と高くなっているということで、残りの72%は非正規雇用もいいという働き方を選択しているのかもしれませんが、28%の方が非正規から正規になりたいという方になりますので、そういうものについての支援を県としてもやっていきたいと**考えております**。国の助成金等も紹介しながら、先ほどのジョブカフェやまなし等でも相談、キャリアカウンセラーによる相談とかでやっていきたいと思っております。全てということではなく、多様な働き方があろうと思いますので、そのような形で支援をしていきたいと思っております。

#### 白壁委員

そのとおりでね。不本意な非正規雇用というものを何とか改善しなければならぬことと、それともう1つは、非正規の給与をですが、先ほど、県庁は大したものですね。ちゃんとそういう形で割り込んでいって、正規職員と非正規職員と同じ金額にしているというんだからね。独立行政法人だといいいながら、公務員型というやつだからそうしているのかどうなのか。でも、ほかの県内の、

甲府市内の大きな病院なんかも、見ていくとそんなことやっていないんだよね。だから、給与を割り込んでいって、それに行くかっていうと、それ以下になっちゃうんだよ。それでいて3時間働かせてくれとか2時間働かせてくれという、いや、それじゃあ雇えませんって。これじゃあ困るということだね。

まあ、これから非正規の労働者の賃金をアップさせる。今、若者、先ほどいったような28%ぐらいの人たち、この人たちは25%が預金ゼロなんていう話もあるわね。24.数%。約25%じゃあ困るわね。ということで、これからそういう賃上げだとか、そういう人たちの待遇の改善を図っていかねければならないと思うんだけど、県としてはどんなことしているのか。

横森労政雇用課長 先ほども話をさせていただきましたが、中小企業労働施策アドバイザーが各企業を訪問しております。それぞれの労働者が働きやすい職場づくりということで、ワーク・ライフ・バランスもそうですし、待遇改善のことについても促しているところでございます。ただ、それぞれ企業の御事情もありますので、企業にとっても待遇改善をして、いい人材を集めるという**選択**もありますので、そういう経営の面も含めながら考えていただければということで訪問をして、アドバイスをしているところでございます。

白壁委員

といっても、企業の勝手じゃないけど、どうしても企業も収入を上げなければ、倒産すると、出入り業者から社員からまたひどい目に遭うんで、何とか企業ももたせなきゃならないんだよね。と言いながらも、その中で社員のなものに変えていこうとかということが出てくると思う。県としてはね。例えば、今年は非正規の割合が何%だから、この割合を何%改善しながら、正規社員に持って行ってやろうとか、いやいや、非正規であっても単価というか時給を正規職員に持って行ってやろうとか、そういう目標を立てるべきだと思うんだけど。そういう努力をすることと、目標を立ててそれを達成する。この点についてはいかがでしょうか。

横森労政雇用課長 先ほどの不本意ながら非正規職員になっている方、相対で18%という数字がございまして。全国調査で**あって**、各県の数字を広く集めているものではありませんので、山梨県の数字が公に出ている数字ではないわけですがけれども、国とすればこの18%をおおむね半減の10%にしたいと。不本意ながら働いている人の割合を、ゼロが最終なんでしょうけれども、10%にしたいと。今、県としてはその数字を持ち合わせておりませんので、結果として県も国もそういうふうにはなればなと今のところ考えてございます。

非正規の方の処遇、賃金等のことですがけれども、先ほどからお話がありましたとおり、政府での同一労働同一賃金を目指すと。一億総活躍社会という中でやっております、その法制化ということも議論になっております。なかなか同一労働同一賃金にしますと、経営者側でも賃金のアップ、労働者側でも、上のほうから下がってきてはという**心配**など、なかなかそれぞれの課題もあって難しいというお話も聞いています。国の審議会で議論がされると思いますので、それを注視しながら対応をしていきたいと思っております。

白壁委員

さっき言ったじゃない。山梨県は特に非正規が多いんだって。国の制度だとか一億総活躍社会なんていうプランなんていうのを待たずに、何か手を打つべきだよってということですね。

それと、あとは、そればかりじゃありませんよ。不本意な非正規はよくないけど、本意な非正規は、さっき言ったようにホテルなんかの人たちが従業員に

してしまったら、90%から女性で、その80%が非正規なの。非正規の人たちというのはフロントにいるだけなの。布団敷いたりする人たちの雇用が奪われる。これじゃあ困る。それはだから地域性、職によって違う。全てじゃないことをしながらも、実はね、正規社員のほうが給料安いんですよ。パートのほうが高いの。そんなこと考えられないでしょう。だから寮をつくって受けるの。だけど、そういうわけにいかない。地域のものであるから、地域で今までずっとそういうことをやってきて、地域の雇用、いわゆる経済を支えているようなものなの。お父さんが機屋に行き、お母さんがホテルに行きとかね、そういうのは地域性によって違う。

だけど、いずれにしても、これから何とか、非正規、国もそういう方向であれば、県もしっかりやっていかなければならないと思う。今日、いろいろ言ったけど、もう1つほんとはね、おじいさんの雇用というものもあるんだけど、年金が少な過ぎるっていうのもある。少しでも稼がないと自分の生活ができない。手取りが少ないから。将来不安なの。だから何とか雇用をつくってやってやらなきゃ。ということで、最後、産業労働部長、さまざま言ったけど、まとめて答弁願います。

平井産業労働部長 今、委員からいろいろな指摘をいただきました。確かにいろいろ県としても対応を考えていかなければいけないと思っています。いずれにしましても、今、人口減少社会が急激に進む中で、負のスパイラルを克服していくためには、やはり良質な雇用を創造するということが重要だと考えております。一方で、企業さんにとってみれば、いろいろな企業さんがある中で、あるいは時期等を考える中で、やむを得ず非正規というような形をとらざるを得ないことも事実であろうかと思っております。そういうことを踏まえる中で、県としては、やはりこれからの中小企業等の成長、発展を促していく中で、安定した雇用が生まれるように努力していかなければいけないと考えております。

それから、もう1つは、委員からも指摘がありました、一億総活躍社会というものを目指す中におきましては、大事なものは、もちろん若者、それから女性、それから高齢者も含めて、さまざまな方が、それぞれの希望に応じて働いて、生き生きとした暮らしができる社会を目指すということが重要だと考えておりますので、県としましても、そういう社会を目指しまして、いろいろな施策を講じたり、あるいは環境整備に努めたりしてまいりたいと考えております。

その他

- ・ 本委員会が審査した事件に関する委員長報告書の作成並びに委員長報告については、委員長に委任された。
- ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件については、配付資料のとおり決定された。
- ・ 1月29日に実施した閉会中の継続審査案件にかかる県内調査については、議長あてに報告書を提出した旨報告した。

以上

農政産業観光委員長 桜本 広樹